

巻頭言

連合大学院開設10周年

(公社)国際経済労働研究所 会長 古賀 伸明

特集

福祉サービスにおける 評価制度の意義と課題

福祉サービスの評価システム

同志社大学名誉教授・大阪公立大学客員教授 ● 埋橋 孝文
T. Uzuhashi

福祉サービスの質の向上において第三者評価事業が
なぜ役割を果たせないのか

県立広島大学保健福祉学部 教授 ● 田中 聡子
S. Tanaka

福祉サービスの第三者評価は利用者・事業者にとって
どのような意味があるのか

神戸国際大学経済学部 教授 ● 居神 浩
K. Igami

福祉政策における評価システムの課題と展望
—イギリスの政策評価に学ぶ日本への示唆—

金城学院大学人間科学部 講師 ● 遠藤 希和子
K. Endo

連合大学院開設10周年

(公社)国際経済労働研究所 会長 古賀 伸明

今年、法政大学大学院・社会連帯インスティテュート（連合大学院）が開設10周年を迎えた。心よりお慶び申し上げる。

去る10月には、「連帯社会の中身を豊かにする」をテーマに、開設10周年記念シンポジウムが開催された。「労働組合プログラム、協同組合プログラム、NPOプログラム、それぞれの教員からの提起」、「連帯社会構築に向けて取り組むべきこと」、そして「連合大学院に期待すること」など、外部の識者も交えて盛りだくさんのディスカッションが行われたと聞く。極めて残念だったが、どうしても外せぬ予定があり、参加が叶わなかった。

月日が経つのは本当に早いものだ。10年前の2015年2月、法政大学・市ヶ谷キャンパスでの「連合大学院・開設の集い」で、連合会長としてご挨拶したことが、つい先日のように、10年の月日を感慨深く思い出している。

連合大学院設立の発端は、2009年の連合・定期大会で報告された「連合結成20周年にあたっての提言」にさかのぼる。これまでの運動を振り返り、さらなる飛躍に向けて、5つの課題に取り組むことが提言された。

その一つであった「労働教育の推進と組合リーダーの育成」の具体化として構想したのが、連合大学院だ。実は連合結成当時から「連合大学」構想が提起されていた。その一部は「RenGoアカデミー」として具現化した。自前の学校づくりはなかなか進まなかった。

私たちは、国際秩序の動揺、成熟社会、超少子高齢・人口減少社会の進展をはじめ、さまざまな政策課題に直面している。そうした中で、人々が支え合う連帯社会を再構築するために、公益を追求する組織として労働組合や労働金庫・こくみん共済coopという労働福祉団体、協同組合、NPO・NGO、社会的企業などの活動を見直し、連携していかなければならない。

そのような認識に立ち、連合・労働金庫・こくみん共済coop・生活協同組合・中央労福協など多く

の組織・団体の皆さんと、この事業の意義に賛同いただいた法政大学の先生方にご助言をいただきながら、検討を積み重ねた。そして、2015年、法政大学大学院の中に社会人の受講を想定し、夜間開講と土曜日の昼間開講を組み合わせる「連帯社会インスティテュート・通称連合大学院」が開講された。

こうしたさまざまな組織と大学が密接に連携し、一つの研究・教育機関を設立するのは、わが国初めての試みであった。また、連合大学院と密接に連携し、その活動をバックアップしつつ、広く第三セクターの交流するコミュニティをめざして、「連帯社会研究交流センター」も設立された。

連合大学院は、そうした公共を担う政策立案・推進能力を持った創造的人材の育成、そして日本の新しい地域社会や国づくりに貢献する「新しい公共」を担う労働運動や社会運動の担い手、次世代の社会的リーダーを養成する目的で開設した。

この10年の道のりは、多くの課題の連続であったことと思う。その困難を乗り越え今日を築いてこられた、法政大学の関係者の皆様、運営を担っていただいた先生方、そして様々な形でご支援いただいた皆様に、心より敬意を表す。

既に連合大学院での修士号取得者は85名になった。今、不安定さと分断を乗り越え、社会全体がともに助け合い支え合うという人間の本質に立脚した連帯社会の再構築が求められている。体系的に学んだ知識と自らの経験を踏まえて、これからの社会を構想し、ともに学んだ仲間とともに市民一人ひとりをつないでいく原動力になって欲しい。

対話を通じて持続可能な社会づくりへ向けての社会運動の担い手としての益々のご活躍を祈念する。そして、連合大学院のこれから20周年、30周年に向けての発展を心よりお祈り申し上げます。

早いもので、今年も残り少なくなりました。この1年間の皆さんのさまざまな課題解決に向けた取り組みに、心より敬意を表しますとともに、健やかに新年を迎えられることをお祈りいたします。

CONTENTS Page

特集：福祉サービスにおける評価制度の意義と課題	
巻頭言 連合大学院開設10周年	(2) 古賀 伸明
地球儀 プラザ合意 (Plaza Accord) 40周年	(3) 本山 美彦
■特集 福祉サービスにおける評価制度の意義と課題	(4)
福祉サービスの評価システム	(5) 埋橋 孝文
福祉サービスの質の向上において第三者評価事業がなぜ役割を果たせないのか	(14) 田中 聡子
福祉サービスの第三者評価は利用者・事業者にとってどのような意味があるのか	(22) 居神 浩
福祉政策における評価システムの課題と展望 —イギリスの政策評価に学ぶ日本への示唆—	(29) 遠藤 希和子
リサーチファイル 第60回：キーワード(5) 「山口正義」「セсна機から投下されたビラ」 「自殺と精神疾患」	(34) 本田一成
研究員コラム 「創造」と「応答」の消費者教育 ——アクションリサーチにおける現場での気づき	(38) 仲嶺 真
論壇ナビ2025 第10回：自公連立崩壊	(40) 松浦 司
主要経済労働統計	(41)
年間索引(特集一覧)	(42)
Project News	(44)
Information	(45)

地球儀



プラザ合意 (Plaza Accord) 40周年

2025年9月22日で、「プラザ合意」後40年になる。1985年の当日、主要5か国の中央銀行総裁と財務関係大臣たちが、きらびやかな「プラザホテル」に集まった。しかし、会合は、わずか数十分で終わった。すべてが米国のレーガン大統領の一存で決められていたのである。

合意とは、膨大な貿易赤字の原因を日本になすりつけるものであった。レーガンは、日本の対ドルでの円安と日本政府による輸出の後押しに、米国貿易赤字のすべての要因があると、各国政府に円高・ドル安誘導を呼び掛けたのである。

そして、日本の大蔵省と日銀に圧力をかけて、日本国内に莫大な通貨(円)増を実現させた。

その結果は、あまりにも劇的なものであった。対ドルで円は、1985年の240円から、わずか1年後の86年には150円になった。通貨増のお陰で、日本の国内市場は未曾有の拡大ぶりを見せた。

それが、1990年代初期のバブル崩壊、金融機関のあいつぐ倒産をもたらしたのである。都市銀行数は、1980年代の13行から、2000年代には、5行に減少した。

そして今、円の対ドル相場は150円台である。そして、トランプは、法外な関税で日本を再度ゆすぶっている。

1971年8月15日には、ドルの金兌換停止によって、世界は固定相場ではなくなり、日本はアジアに逃げ道を求めた。その結果が、生産拠点の海外流出である。

ちなみにドナルド・トランプは「プラザホテル」を投機的に売買して大儲けをした。

日本の新首相への期待は大きい。せめて、米国の言いなりにならない日本を作っていただきたい。

本山 美彦 (国際経済労働研究所・所長)

特 集

福祉サービスにおける 評価制度の意義と課題

本誌 11/12 月号では、埋橋孝文氏（本号では特集 1 を執筆いただいている）の協力を得て、例年、福祉関連の特集を企画している。直近では、「福祉サービスのマクロ／メゾ／ミクロ分析」（2023 年 11/12 月号、通巻 1135 号）、「福祉サービスの質と第三者評価－高齢、児童、障害の 3 分野を中心に」（2024 年 11/12 月号、通巻 1145 号）を特集として掲載した。

本号の特集テーマは「福祉サービスにおける評価制度の意義と課題」であり、これに関連する部分を中心に過去の特集を振り返っておきたい。2023 年の特集では、石田慎二氏（帝塚山大学教育学部こども教育学科教授）の論稿において「介護サービスの質の評価をめぐる政策の課題」、孫琳氏（同志社大学大学院社会福祉学専攻博士後期課程、大阪公立大学都市科学・防災研究センター 客員研究員）の論稿において「福祉サービス供給主体間における『サービスの質』の相違に関する研究－訪問介護事業の実態分析を通して－」がある。2024 年の特集では、サービスの質について、現場ではどのように捉えられており、また、質を担保するために設けられている内部評価や外部評価（第三者評価）¹ がどのように受け止められているのかを検討している。

本号は、このような流れもふまえ、福祉サービスの評価についてより深く検討を加えるべく企画されたものである。特集 1 は、埋橋孝文氏（同志社大学名誉教授・大阪公立大学客員教授）より、「福祉サービスの評価システム」と題してご執筆いただいた。サービス評価システムの国際的な比較をおこない、日本のサービス評価システムの特徴を描いている。特集 2 は、田中聡子氏（県立広島大学保健福祉学部 教授）による「福祉サービスの質の向上において第三者評価事業がなぜ役割を果たせないのか」である。東京都、京都府のヒアリング調査をもとに、第三者評価事業の当初の目的がなぜ達成されていないのか、質の向上に寄与するための改善点は何であるかを考察している。特集 3 は、居神浩氏（神戸国際大学経済学部 教授）による「福祉サービスの第三者評価は利用者・事業者にとってどのような意味があるのか」である。福祉サービスの第三者評価が、利用者、事業者にとってどのような意味があるのかを、インターネットに掲載されている情報をもとに考察している。特集 4 は、遠藤希和子氏（金城学院大学人間科学部 講師）による「福祉政策における評価システムの課題と展望－イギリスの政策評価に学ぶ日本への示唆－」である。政策評価（とくに社会福祉政策や福祉サービス）は、利用者の生活の質や権利保障を評価する枠組みが求められる一方、評価が効率化やコスト削減に偏ってしまうと、現場の柔軟性が損なわれサービスの質をかえって低下させる可能性があるという表裏一体の関係にある。本稿では新自由主義的な福祉国家体制をすすめてきたイギリスの歴史的展開をたどり、その変遷と課題を明らかにすることで、日本の福祉政策における評価システムのありかたについて考察している。

¹ 2000 年から介護保険制度が施行されたことにより、サービスの供給に占める民間営利法人事業者や非営利法人事業者の割合が増加し、2001 年から「福祉サービス第三者評価事業」が始まった。この事業は、①利用者の適切なサービス選択に資するための情報となること、②福祉サービス事業者が事業運営における具体的な問題点を把握し、福祉サービスの質向上に結び付けることの 2 点を目的とするものである。2001 年以前からも行政による査察事業があったが、それは最低基準のみを定めたものであり、第三者評価はそれを上回る質のサービス供給をめざすものである。

福祉サービスの評価システム

同志社大学名誉教授・大阪公立大学客員教授 埋橋 孝文

はじめに

1990年代以降の福祉の分野における新自由主義的改革の実施によって民間営利企業やNPOの福祉サービス供給に占める割合が高まった。それと並行して「準市場」という形での一種の公的規制が形成されるようになった。サービス供給に占める公的セクターの比重は低下したが、あるいは低下したがゆえに、市場の規制、管理面での役割は高まった。こうした準市場的規制は多岐に及ぶが、福祉サービスに対する評価・監督事業の強化策もその一つである。

現在多くの先進諸国で社会支出における現物給付の割合が増えているが、その多くはサービス給付である。現金給付の場合は「お金はお金」であり、質が問題となることはないが、サービス給付の場合は、一般的に、質が高いあるいは低いことが決定的に重要となる。質が高ければ

人々の健康と日常生活能力を長期的に維持し、結果的にサービスの受け手の満足度が上がるであろうし、低ければ極端な形では基本的人権の蹂躪や不適切な処遇(maltreatment)、虐待につながり、あるいは生命を脅かすこともありえる。

本稿は、いくつかの国におけるサービス評価システムを国際比較し、日本のサービス評価システムの大まかな特徴を描き出す。サービスの「質」の国際比較は、量的比較と異なって難しい。量的比較の場合は貨幣ベースという一元的な尺度があるが¹、質の比較はそうした尺度が存在しないからである。ここで検討しようとするのは質そのものの国際比較ではなく、質を評価、監督する制度の組織や役割、機能をめぐる国際比較であり、以下では、少ない先行研究に依拠しながら探索的な検討を加える。

1. サービス支出の国際比較

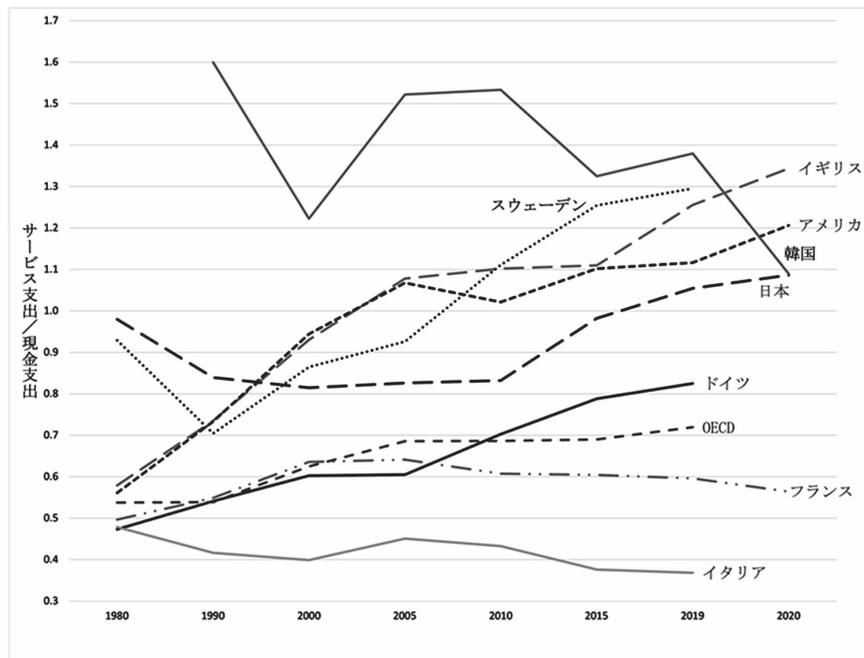
サービス経済化の進展と歩調を合わせて、公的支出のなかでもサービス支出の割合が高まってきている。図1は、OECDデータからサービス支出／現金支出の割合の推移を示したものである。同比率が上昇している国は、イギリス、スウェーデン、アメリカ、日本、OECD全体平均であり、一方、低下しているのは韓国、あ

まり変化していないのはフランス、イタリアとなっている。日本は、2010年以降、同比率が上昇している。注目すべきなのは、2019～20年時点でフランス、ドイツ、イタリアの3カ国の同比率が低位にとどまっていることである。

図1から、エスピン＝アンデルセンの指摘が今なおあてはまることが判明する²。つまり、

エスピン-アンデルセンが保守主義的福祉国家（サービスの供給主体として家族が重要な役割を果たしている）と分類したドイツ、フランス、イタリアにおいてサービス支出の割合が低いのである。ただし、ドイツはOECD平均を上回る伸び率を示している。

日本はスウェーデン、イギリス、アメリカと同じように、サービス支出の割合が2000～2010年頃からかなり急速に増加している国に属している。日本のこの傾向は、おそらく、介護保険の施行が影響していると推察される。



注) 韓国は1996年にOECDに加盟したが、OECDのデータベースでは1990年からの社会支出に関するデータが提示されている。

出所) OECD Social Expenditure- Aggregated data (https://stats.oecd.org/Index.aspx?datasetcode=SOCX_AGG .2023.06.30)

図1 サービス支出の現金支出に対する割合の推移

なお、福祉サービス（対人社会サービス）支出の重要性は今後ますます大きくなっていくと考えられる。その理由は、福祉政策の分野で現金給付よりもサービス（保育や介護のような直接的なサービスやソーシャルワークのような間接的な相談業務の両方を含む）が伸長していくことが予想されるからである。その背景には、現金給付が労働供給（インセンティブ）に負の影響をおよぼす可能性があるのに対して、サービスの給付は就労自立支援サービスや保育、介護サービスの例に明らかなように、サービスを受ける本人やその家族の労働意欲や能力を高め、労働供給を増加させる効果をもつという事情がある（埋橋 2011、pp.8-10）。

次に高齢者公的介護の分野に限定して日本の特徴をもう少し見ていく。表1は、6ヶ国について公的介護システムのカバーする範囲（coverage、人数ベース）の変化を示している。以下の特徴が読み取れる。

- 1) 多くの国で居宅サービスを受ける人のウェイトが高まっているが、イギリスは例外で、居宅サービスの利用人員は相対的に低下している。2010年代初頭で居宅サービスの割合の高いのはイタリアであり、日本がそれに次ぐ。日本は居宅サービスの対施設サービス利用者比率が20年間で2倍以上になっている。
- 2) 現金給付を受ける人とサービス給付を受

ける人の割合では、イギリス、ドイツ、イタリアの3ヶ国の数字しかつまびらかでないが、イギリスにおける現金給付の割合が突出して高い。これはおそらくダイレクトペイメントなどの普及と進展によるものと考えられる。

表1 公的介護ケアシステムの「範囲 (coverage)」(人数比、1990年代以降)

	1990年代 初頭	2000年代 初頭	2010年代 初頭
イギリス			
居宅/施設※	3.5	1.5	1.6
現金/サービス※※	1.3	3.1	4.8
ドイツ			
居宅/施設	0.1	0.7	0.8
現金/サービス	0.3	0.9	0.7
イタリア			
居宅/施設	2.2	2.7	3.2
現金/サービス	1.7	1.1	1.7
日本			
居宅/施設	0.9	1.4	2.2
現金/サービス	na	na	na
スウェーデン			
居宅/施設	1.3	1.0	1.6
現金/サービス	na	na	na
アメリカ			
居宅/施設	-	0.6	1.0
現金/サービス	-	na	na

※65歳以上利用人数比

※※65歳以上適用人員数比

出所) Gori, C. et al. (2016) p.81

2. 福祉サービス評価システムの国際比較

1) 「フォーマルな法的規制を強調する抑止的アプローチ」VS「ケアの質向上を支援するコンプライアンス重視アプローチ」

以下では準市場規制の一つである福祉サービス評価システムを国際比較の観点からみていく。

福祉サービス(ケア)の質保障の公的仕組みは、①登録、②監査、③質の悪い事業者に対する是正措置、の3段階からなる(長澤2019、pp.289-293)。海外のある文献では、より詳しく、①基準設定と最初の監査、認証、②継続的な観察と執行、③報告と/あるいは実績に対する報償となっている(Mor 2017, p.7)。

本稿での「福祉サービス評価システム」とは、このうち監査にともなう評価&監査とは独立したサービス評価の仕組みを指す。なお、平岡(2022, p.86)では「評価レジーム」という言葉が使われている。その定義は「種々の主体が種々の方法で行う公共政策・公共サービスに関する評価の関連構造」となっている。本稿での「サービスの質評価システム」はこの定義に比べて第1に、公共サービスのうち福祉サービスに限

定しており、検討範囲が狭い。第2に、サービスの評価に限定しており「公共政策」そのものの評価は直接的には扱っているわけではない。この2点で異なる。つまり、よりフォーカスした範囲の課題を扱っている。しかし、私たちが公共政策の「政策評価」にはこれまで踏み込んでいたし(埋橋2022)、全体的な政策評価をするうえでサービス評価は重要な部分、位置を占める。

福祉サービスの国際比較をいきなり行うことは難しい。というのもサービスの質および質の違いについての検討がその前に不可欠であるが、それが容易でないからである。しかし、各国でどのような体制で福祉サービスを評価しているかという「福祉サービス評価システム」は比較可能である。

ただし上でふれたような国際比較研究の蓄積はそれほど多くはない。6カ国の介護施設ケアの品質監査の比較研究(Choiniere et al, 2015、pp.42-43)によると、ケアの質に対する懸念は国際的な現象であるが、「フォーマルな法的規

制を強調する抑止的アプローチ」と「ケアの質向上を支援するコンプライアンス重視アプローチ」が区別されるという。前者の標準化され強制力の強いアプローチは営利目的の施設が多いアメリカ（67%）、イギリス（75%）で見られ、後者はそうした営利目的の施設が少ないスウェーデン（18%）、ノルウェー（4%）の特徴である。この抑止的アプローチでは「罰金や資金の差し押さえ、臨時管理者の任命、ライセンスの取り消しや契約の解除、訴追」など制裁的側面が強い。後者のコンプライアンス・アプローチの特徴は、前者と異なって抜き打ち検査などは行わず、また、検査／監査手続きの定式化や標準化の度合いは低く、自治体によってやり方に違いがある。

なお、「抑止的アプローチ」の国では、「人員配置の量や種類、人員配置の密度、職員の教育・訓練などの構造的要因」まで規制がおよんでいない傾向にある。スタッフの資格要件や量的配置基準などの規制に反対するロビー活動が活発に展開されており、また、品質に対する説明責任または責任の負担が、管理者から日常のケアを担当している現場のスタッフにシフトされる傾向にあるという（Choiniere et al, 2015, p.42, p.56）。

2) 日本のサービスの質評価制度の特徴

日本を対象に含んだ別の比較研究（Wiener,2007）から検討対象5カ国のいくつかの特徴を抜き出せば、以下のとおりである。

表2 介護サービスの品質保証制度

	イギリス	オーストラリア	ドイツ	日本	アメリカ
ケアの質への懸念	高	低	中	低	高
ケアの品質保証のアプローチ	規制（強力で対立的）	協議と協力	契約の履行と協議	規制と職員の教育、資格制度	規制（強力で対立的）
品質保証責任（国もしくはその他）	国	施設については国、家庭や地域サービスについては州	疾病金庫が中心、ナーシングホームについては州が認可	全国的基準、都道府県が監査	ナーシングホームについては全国的基準
民間第三者評価機関の利用	無	無	有	有	有
準政府機関の利用	有	有	無	無	無
評価基準の詳細さ	中	低	様々	高	高

出所) Wiener (2007) Table 2.pp.5-6

表2から以下のことが読み取れる。

第1に、日本はイギリス、アメリカと異なって、規制はあるがそれは「強力で対立的」ということではなく、職員の教育と資格制度の整備、充実で対応し、質を担保している。そのことが、ケアの質への懸念が低いということにつながっている。

第2に、品質保証責任は都道府県が責任をもっているが、これはいわゆる「運営指導」のことであり、最低基準をクリアしているかをみるものである。それ以上の質の向上を促進するのが第三者評価であるが、これは準政府機関ではなく（民間の）全社協などが担当している。この第三者評価はグループホームの一部や社会的養護の施設などでは義務となっているが、それ以外は受審が任意であり、受審率はきわめて低い（2023年：特別養護老人ホーム4.4%、訪問介護0.18%、通所介護0.52%、障害者居宅介護0.02%、生活介護0.5%）。

なお、日本の場合、①都道府県などの地方自治体による行政監査（運営指導）、②福祉サービス第三者評価、③介護サービス情報の公表制度、④地域密着サービスの外部評価等、主体や性格を異にするいくつかの評価制度がある。ここでは「体系的に機能が整理され統合された評価制度が構築されていない」という問題がある（長澤2020、p.26）。

■第三者評価と最低基準及び監査との関係



出所) 全国社会福祉協議会 (2022) p.4

図2

表2では、日本の場合、評価基準の詳細さは「高」となっている。第三者評価の場合、共通項目は45あり、それに高齢者福祉版の場合、20の内容評価基準が加わる。

以上、Choiniere et al (2015) と Wiener (2007) の研究を簡単にみた。その結果、日本は前者が指摘する2つのタイプのうちの「ケアの質向上を支援するコンプライアンス重視アプローチ」に分類することが可能であろう。

介護ケアの質の規制をめぐる別の国際比較研究 (Mor, V. et al, 2014, Ch.16) では、次のような分類が提唱されている。

1) 「専門職主義」(professionalism) に基づく

ケアの質システム: オーストリア、ドイツ、スイス、日本

2) 規制的監査 (inspection) の枠組みによるケアの質システム: オーストラリア、イギリス、スペイン、オランダ

3) データの測定と公開レポートに基づくケアの質システム: アメリカ、カナダ、ニュージーランド、フィンランド

見ての通り、3) が新たに追加された3分類モデルとなっている。日本の特徴づけに関しては Choiniere et al (2015) と Wiener (2007) と共通するものが多い。

3. 日本の福祉サービス評価システムを取り巻く環境の変化

日本では社会福祉基礎構造改革のもとでサービス供給における「公私ミックス」が導入された。その際に、サービスの質担保のための一つの制度(準市場規制制度)として2001年に福祉サービス第三者評価制度が導入された。この第三者評価制度が本来の目的を達成しているかどうか。2つの目的(①サービスの質の向上と②利用者の選択に資する)に照らして「評価制度を評価する」ことが必要である。

そもそも福祉分野は、医療と同じように職員と利用者の間には「情報格差」、「情報の非対称性」があり、処遇に不満を持っていたとしてもそれを職員にうまく伝えられないことがある。また、施設の場合、「情報の密室」ともいえるべき状況があり、外からは内部の情報を得るのが難しい場合があり、さらに認知症高齢者や知的障害者の場合、自らの意思を伝えることが困難なこともありえる。こうした環境は不適切な処遇を生みやすいし、たとえそうした状況があっても外部からはつかみにくい。こうした要因もまた公的規制を必要とする根拠である。

第三者評価事業をめぐる政府、自治体などの公的関与は法的規定を含めてごく限定的であ

り、しかも税を財源とする公的資金がその事業にふり向けられているわけではない。受審率の低迷は、事業のあり方が現在大きな岐路に立っていることを示している。第三者評価に携わっている全社協の報告書(全社協2022)は、現状を「負のスパイラル」と表現するなど、危機感に満ちた論調となっている。ちなみにケアの質評価事業の「評価」は総じて高いとはいえず、むしろ、数多くの疑問や批判が寄せられている(伊藤・近藤2012)。

また、都道府県などによる「運営指導」についても、たとえば障害福祉分野で見れば、おおむね3年に1回の実施が求められているが、実際の実施率は全国平均16.5%(最高48.8%、最低1.0%)と低い。とりわけ就労継続支援A型、B型、共同生活援助、児童発達支援および放課後等デイサービスで事業所数が急増し、運営指導の人員体制がそれに追いついていないという³⁾。

筆者は第三者評価制度や行政の「運営指導」が本来の目的を達成し、福祉サービスの質向上に今以上に貢献することが必要であると考えている。その大きな理由の第1は、近年各種の福祉サービス供給において民間営利事業所の占め

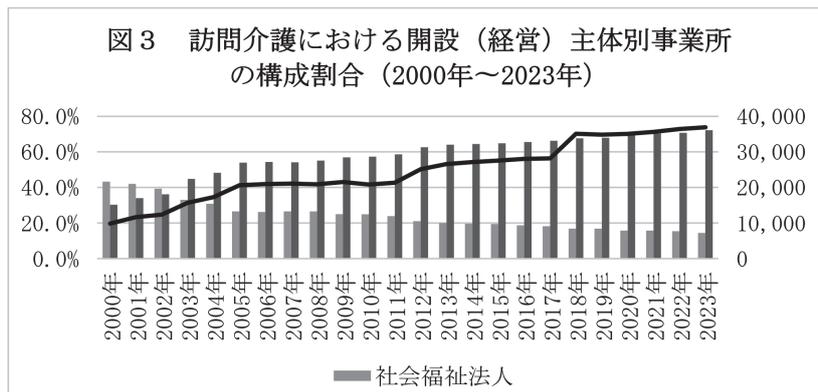
る割合がかつてないほど増えていることである（図3、図4参照）。もう一つの理由は、高齢や障害などの分野を問わず虐待事例が顕著に増えていることである。高齢者福祉施設の場合、この10年（2012年～2022年）で虐待件数は155から856件へ、障害者福祉施設の場合も80から956件へと激増しているのである（図5、図6）。

もちろん、民間営利事業所が増えたから虐待件数が増加したと短絡的に因果関係を想定するのは慎重でなければならない。ただし、合規性（行政処分の割合）を経営主体別に検討した実証的検討では次のように述べられており、また居宅介護についても同じ傾向がみられることは注目されるべきである。

「訪問介護については、各供給主体が行政処分を受けた割合の高い順に並べると、営利法人

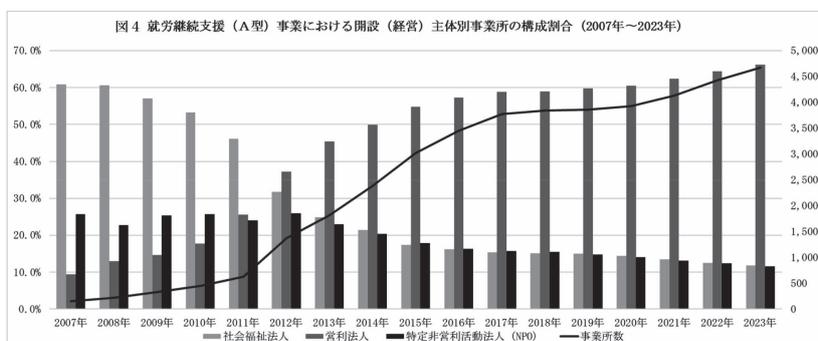
（1.986%）> NPO 法人（1.506%）> 社会福祉法人（0.062%）の順番になる。割合の数値をみると、訪問介護において、すべての供給主体が行政処分を受けた割合が低いことが読み取れるが、もっとも高い割合となっている営利法人の数値は、もっとも低い割合の社会福祉法人の約30倍であることが明確である」（孫2023）。

さらに、先にみたように民間事業所の割合の高い国（イギリス、アメリカ）では、より強制力の強い「フォーマルな法的規制を強調する抑止的アプローチ」が採用されていることを考慮すると、また、日本でのこの20年間の2つの変化、つまり、民間事業所の割合の大幅増加と虐待件数の激増を鑑みると、日本のこれまでのシステムの規制力強化への変更は必要不可欠と言わざるをえない⁴。



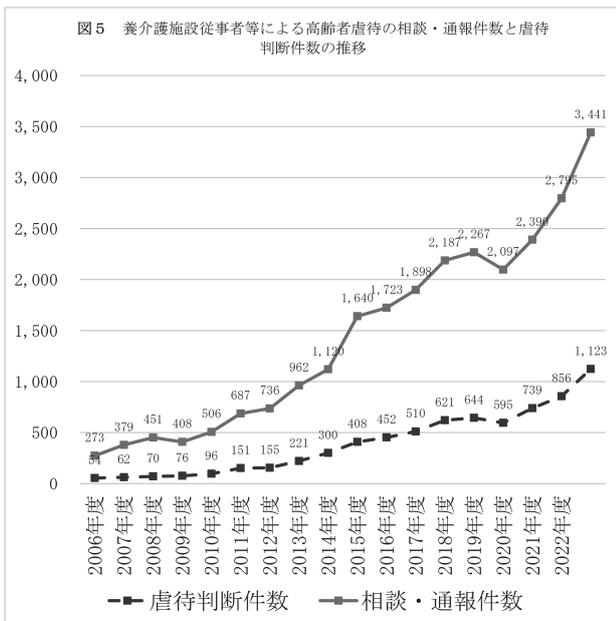
出所) 厚生労働省「社会福祉施設等調査（基本票）障害福祉サービス等事業所数・障害児通所支援等事業所数国一都道府県、障害福祉サービス等の種類・経営主体別」より計算

図3 訪問介護における開設（経営）主体別事業所の構成割合（2000年～2023年）



出所) 厚生労働省「社会福祉施設等調査（基本票）障害福祉サービス等事業所数・障害児通所支援等事業所数、国一都道府県、障害福祉サービス等の種類・経営主体別」より計算

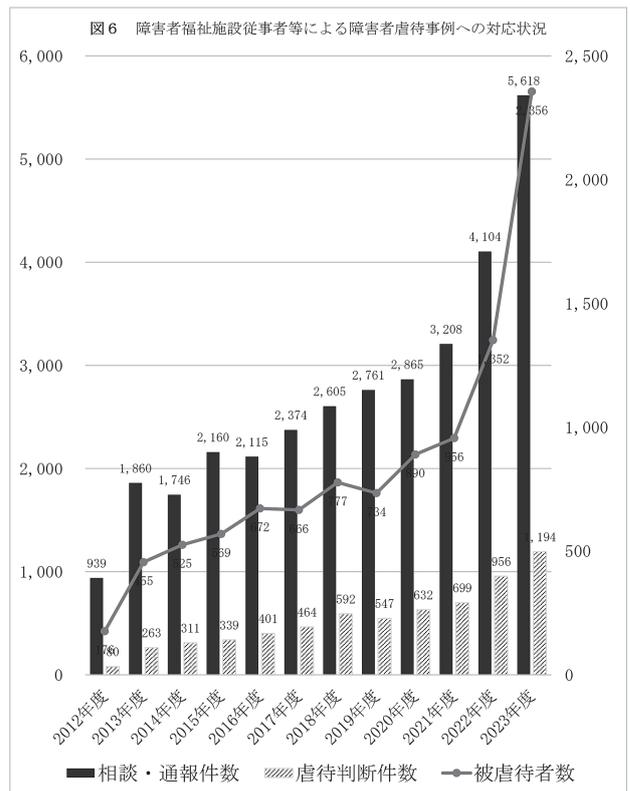
図4 就労継続支援（A型）事業における開設（経営）主体別事業所の構成割合（2007年～2023年）



出所) 令和5年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果

図5 養介護施設従事者等による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移

第三者評価制度について、東京都の「受審費用補助制度」は評価できるが、しかし、単に公的資金を振り向け、被評価事業者に補助金を支給して受審率を上げればそれで済むという問題ではない。評価の受審を義務化する方策にも同じことがいえる。また、金銭的負担や時間的負担を軽減することも大事であるが、まず現場で



出所) 厚生労働省「障害者虐待事例対応状況調査結果（各年度版）」

図6 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待事例への対応状況

の福祉サービスの質の向上に評価事業がどれだけ役立つかが決定的に重要である。その場合、それらのサービスが何をめざし、「良い(良質な)サービス」とは何かについて利用者や事業者・現場サービスの提供者の間である程度の共通理解がなければ、「質の向上」が見込めない。

むすびに代えて

近年、社会支出のなかでのサービス支出の割合が国際的にみても増えてきており、社会保障のなかでもいわゆる福祉サービスが国民生活の中で占める重要性が増してきている。そうした状況の下、わが国で福祉サービス供給に占める民間営利事業所のウェイトが増し、それと並行して虐待などの不適切な処遇 (mal treatment) も目立つようになっている。それ

が準市場規制の一つである福祉サービス評価システムの強化が急がれる背景となっている。

日本の評価システムはイギリス、アメリカと異なって、規制はあるがそれは「強力で対立的」ということではなく、職員の教育と資格制度の整備、充実で対応し、質を担保している。都道府県行政の「運営指導」で最低基準を担保しつつ、それ以上の質の保障については民間の第三

者機関にゆだねているが、そうした態勢では上でふれた取り巻く環境の変化（悪化）に対応できなくなっている。

今後は上のような環境変化を真正面に見据えての対応が必要である。それらは、①福祉サービスの質の厳密な検討とその指標の改善、②行政の運営指導のあり方の改善、③第三者評価制

度の抜本的な改善など、多岐にわたるものとなる。それらの詳細な検討は別稿に委ねたい。

※本稿は科研国際共同研究強化（B）「福祉サービスの質と政策評価」（研究代表者・田中聡子県立広島大学教授、2022～2026年度、22KK0024）の研究成果の一部である。

注釈

- 1) エスピン＝アンデルセンは各国の年金、疾病手当、失業手当などの現金給付（所得保障制度）に注目して脱商品化指標を作成、計測しており、医療サービスや福祉サービスなどを指標に含めていない（エスピン＝アンデルセン（2001）第2章）。
- 2) これについては埋橋（1997）第7章を参照。
- 3) 運営指導の実施率の数字は、障害保健福祉関係主管課長会議資料（2022年3月）による。なお、2025年には次のような「障害福祉分野における運営指導・監査の強化」が講じられることになっている。1）運営指導の実施を重点化する、2）障害福祉分野の運営指導・監査マニュアル、処分基準の考え方の例を作成する（厚生労働省・子ども家庭庁2025）。
- 4) イギリスで1990年「NHS コミュニティケア法」にともない民間営利部門が急増した。そのことから質の監視システムの検討がなされ、2000年ケア基準法による全国最低基準の設定が実現したことも参考になる（長澤2019、pp.285-287）。

引用・参考文献

- 伊藤美智予・近藤克則 (2012) 「ケアの質評価の到達点と課題－特別養護老人ホームにおける評価を中心に」『季刊・社会保障研究』 Vol.48, No.2
- エスピン＝アンデルセン、G. (邦訳 2001) 『福祉資本主義の三つの世界－比較福祉国家の理論と動態』 (ミネルヴァ書房)
- 埋橋孝文 (1997) 『現代福祉国家の国際比較－日本モデルの位置づけと展望』 日本評論社
- 埋橋孝文 (2011) 『福祉政策の国際動向と日本の選択－ポスト「三つの世界」論』 法律文化社
- 埋橋孝文 (2022) 『福祉政策研究入門 第1巻「少子高齢化のなかの福祉政策」、第2巻「格差と不利／困難のなかの福祉政策」』 明石書店
- 金智美 (2024) 「韓国の高齢者介護における評価制度の現状と課題」『社会政策』、ミネルヴァ書房
- 厚生労働省・子ども家庭庁 (2025) 「障害福祉分野における運営指導・監査の強化 (案) について」
- 斉藤弥生 (2024) 「スウェーデンの高齢者介護における評価システムの動向」『社会政策』、ミネルヴァ書房
- 白瀬由美香 (2012) 「イギリスの社会的ケア事業者の登録・監査・評価制度－「ケアの質委員会」による質の保証の意義と課題」『季刊・社会保障研究』 Vol.48, No.2
- 全国社会福祉協議会 (2022) 「福祉サービス第三者評価事業の改善に向けて」
- 孫琳 (2023) 「福祉サービス供給主体の合規性パフォーマンスに関する研究——「指定の効力の一部・全部停止」および「指定の取消」に焦点を当てた実証分析——」『評論・社会科学』 144号
- 長澤紀美子 (2019) 「高齢者ケア政策におけるケアの質の保障」『イギリス／アイルランド (新世界の社会福祉1)』 第11章、旬報社
- 長澤紀美子 (2020) 「イギリスの社会的ケアに係る自治体評価と事業者評価の動向－ケアの質の合意およびアカウンタビリティのメカニズムの視点から」『高知県立大学紀要 社会福祉学部編』 第69巻
- 平岡公一 (2022) 「社会福祉における評価レジームの形成と変容－業績管理の導入の動きを踏まえて－」『社会政策』 第14巻第1号
- 平岡公一 (2024) 「介護サービスにおける評価および関連制度の動向と課題 小特集に寄せて」『社会政策』 第16巻1号
- 李宣英 (2015) 『準市場の成立は高齢者ケアサービスを変えられるか－日韓の比較実証分－』、ミネルヴァ書房
- Choiniere, J.A. *et al.* (2015) “Mapping Nursing Home inspections & Audits in Six Countries”, *Aging International 41*
- Donabedian, Avedis (1980=2007) 『医療の質の定義と評価方法』 (iHope International)
- Gori, C. *et al.* (eds.) (2016) *Long-term care reforms in OECD countries, Successes and failures*
- Mor, V. *et al.* (eds.) (2014) *Regulating Long-Term Care Quality : An International Comparison*
- Wiener, J.M. (2007) “Assurance for Long-Term Care: The Experience of England, Australia, Germany and Japan”, *AARP*.

福祉サービスの質の向上において 第三者評価事業がなぜ役割を果たせないのか

県立広島大学保健福祉学部 教授 田中 聡子

はじめに

本稿は、第三者評価事業が当初の目的がなぜ達成されなかったのか、福祉サービスの質の向上に寄与するためには何を改善すればよいのかについて、東京都、京都府のヒアリング調査をもとに考察する。第三者評価事業は利用者でも事業所でもない第三者が福祉サービス事業者の提供するサービスの質を評価する事業である。2000年以降、社会福祉法人以外のNPO法人、株式会社など多様な福祉サービス提供主体が参

入した。第三者評価事業は、市場化した福祉サービス分野において、利用者が自分のニーズに応じたサービス事業所を選択できること、なおかつ事業所が提供するサービスの質の向上を目指して、サービスを評価することを目的としている。しかしながら、第三者評価事業は創設以降今日まできわめて低調であり、受審件数が年間に1桁の都道府県も散見される。

1. 第三者評価事業導入の背景

行政が事業所に実施する行政監査では、必ず遵守しなければならない基準を示しているにすぎない。利用者の安全性、衛生上の基準、法定上の人員基準や各種手続きの公正性などについてである。この基準は最低限、整備すべき項目や基準である。

このような最低基準では、どこの施設も同じ程度のサービス提供になり、利用者はどこを選択しても、同じようなサービスを受けることになる。法定基準は守るが、さらに、サービスの質を向上しようということにはならない。競争原理も働かない。そこで、福祉サービスの質の

確保のために、第三者評価事業が導入されるようになる。

第三者評価事業の導入にあたり、厚生省社会・援護局長の私的懇談会として「福祉サービスの質に関する検討会」（以下「検討会」）が設置された。ここでの福祉サービスにおける第三者事業の定義は「事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業」とされた。また、第三者評価事業の目的は、①福祉サービス事業者が事業運営における具体的な問題点を把握し、福祉サービ

スの質の向上に結び付けること、②利用者の適切なサービス選択に資するための情報となることとされた。国の役割として(1)認定機関および第三者評価機関の要件に関する基準を策定し、公示および通知により公表すること、(2)

当分の間、認定機関が行う第三者評価機関共通の評価調査者養成研修および継続研修に対して、積極的な支援を行うこと、(3)第三者評価事業のフォローアップを行うこと、と示されている。

2. 第三者評価事業における国と地方の役割

国は、2004年に「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」を示した¹。第三者評価事業の推進体制においては、全国の推進組織は全国社会福祉協議会（以下「全社協」という）になった。全社協は、評価事業普及協議会・評価基準等委員会を設置し、福祉サービス第三者評価事業の推進及び都道府県推進組織に対する支援を行う。具体的には、都道府県推進組織に関するガイドライン、福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン、福祉サービス第三者評価基準ガイドライン、福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドラインなどのガイドラインの策定、更新、評価調査者養成研修等モデルカリキュラムの作成・更新など、全体の枠組みを示していく役割を担う。

一方で、都道府県は、都道府県推進組織を設置することになった。都道府県推進組織の業務

としては、①第三者評価機関の認証に関すること、②第三者評価基準及び第三者評価の手法に関すること、③第三者評価結果の取扱いに関すること、④評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修に関すること、⑤第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発に関すること、⑥第三者評価事業に関する苦情等への対応に関することである。したがって、実際に第三者評価事業を展開し、福祉サービスの質の評価を高める取組は、都道府県がどう考え、どれくらい重要と認識するかによって、異なってくる。その結果、事業推進に当然差が出てくる。都道府県推進組織の実践は、自治事務となっている。自治事務である以上は取組の違いが生じるのは構造的なものであるとの指摘もある〔全社協、2022〕。

3. 第三者評価事業の課題

—受審件数の都道府県別、施設・サービス別の差—

第三者評価事業においては、都道府県により取組状況は大きく異なる。2023年の受審件数を見ても、東京都が圧倒的に多く4003件、ついで神奈川県335件、京都府237件、愛知県176件、千葉県160件、大阪府158件である。一方で20の県が1桁台である。受審件数が2件という自治体すら存在する²。また、受審件数は、施設種別によっても大きな差が生じてい

る。義務化された社会的養護関係施設は30%以上の受審率である。認証の有効期間が3年間であることを考えると90%以上の受審率である。しかしながら、任意の施設においては特別養護老人ホームが4.44%、婦人保護施設6.38%など大きな開きがある。第2種社会福祉事業にいたっては、訪問介護0.18%、就労継続支援（B型）1.45%など、きわめて低い状況となる。こ

れでは全く第三者評価として機能していないと言える。

以上のように、第三者評価事業はごく一部の自治体を除いて低調である。サービス種別ごとに見ても、実施状況には大きな差が生じている。にもかかわらず、これといった対策を講じてきたわけでもない。このような状況において全社協は「制度創設から20年が経過し、福祉サービス第三者事業は課題が山積みしている状況にある。早期に検討し、改善・見直しを図っていかなければ、評価機関の撤退が続き、福祉施設・事業者が受審したいと思っても受審できない状況に陥っていくことになる」という危機感を持っている。2022年3月に「福祉サービス第三者評価事業の改善に向けて～福祉サービス第三者評価事業のあり方に関する検討会報告書～（以下「全社協報告書」という）」をとりまとめた。この報告書では以下の5点を第三者評価事業の課題として挙げている。

- ①事業創設当初の福祉サービス第三者評価事業の意義・目的と現行の運用が乖離している。
- ②社会福祉施設・事業所数は増えているが、受審率は伸びていない。受審する施設・事業所が固定化している。
- ③都道府県推進組織のなかに脆弱なところが多くあり、評価機関の質の標準化や制度変更等の対応が難しいところがある。
- ④評価機関が第三者評価事業を安定的に運営できる仕組みとなっていない（新たな評価調査者の確保や評価調査者を研修等に出席させることが難しい評価機関も少なくない）。
- ⑤評価結果の公表が利用者の選択に資するものになっていない。社会的養護関係施設以外は公表が義務づけられていないため、受審結果を公表しない社会福祉施設・事業所もある。

全社協は、5つの課題は、独立して存在するのではなく、それぞれが関係し、負のスパイラルに陥っている状況であると指摘している。さらに国が改善・見直しを図っていかなければ、

存続そのものが難しいという強い言葉でまとめている。

そこで、負のスパイラルの要因は何かということについて考えてみる。1点目は、国の関与や規制がほとんどないままに20年以上、実施されてきたことにある。全社協が全体的なガイドラインを作成し、都道府県推進機構がガイドラインに沿った形で実施する。都道府県にしても実施率の低さに対して国から何の規制もペナルティもないわけであるから、地方財政の厳しい昨今、積極的に実施する意義や価値、具体的な効果がなければ、推進していこうとはならないと言える。

2点目は、利用者自らが選択できるような状況にならなかったことである。第三者評価事業の目的は、事業所のサービスの質向上と利用者のサービス選択のための情報の提供である。この恩恵を受けるのは、最終的には消費者である利用者である。自由競争の考え方からすると、利用者から選択されることにより安定した運営を図ることができるという構図である。しかし、サービス提供者間の競争原理はそれほど働かなかった。例えば、高齢者入所施設は2000年当初から十数年間、1施設に何百人という待機者が存在し、利用者が選択するというよりは、施設側が利用者を選択できる状況にあった。また、在宅サービスを利用するには居宅介護支援事業所と契約し、ケアマネージャーによって作成されたケアプランによりサービスを利用することになっている。利用者が選択するというよりは、ケアマネージャーが提案するサービス事業所と利用契約を結びサービス利用に至るのが当たり前となっている。障害福祉サービスにおいても、指定特定相談支援事業者によってサービス等利用計画が作成される。高齢分野とは仕組みが異なるが、基本は専門職がサービス利用に関する計画を作成するので、競争原理が働くということはない。

3点目は、競争原理が働く環境にあるのは限

定された都市部のみだということである。小規模自治体になればなるほど、制度があってもサービスがない状況にある。地方の人口低密度地域では人口減少が進むにつれ、サービス事業所の廃業、撤退が起こっている。利用者が多様な提供主体を選択できる状況にはない。

以上のような要因は、全社協が指摘するように相互に関連している。また、監査で最低基準を満たしているのも、それ以上に質の向上を目指さなくても事業所運営がどうにか可能となっ

ていることが問題なのである。

しかし、このままでは、全社協の報告書のように第三者評価事業の存続が危ぶまれる。最低限の基準のサービスを提供すればよいわけではない。施設内虐待や不適切なケアはむしろ増加している。以下では、第三者評価事業の受審率の高い京都府および東京都からどこを工夫しているのかについて検討する。そのうえで課題改善のための提案を行いたい。

4. 京都府、東京都へのヒアリングから見る第三者評価事業の可能性

表1は東京都と京都府の第三者評価事業の概要を示したものである。東京都の受審件数は他県とは比較できないほど多い。また、京都府は神奈川県と並んで受審件数は第2～3番に位置する。そこで、東京都の第三者評価事業の担当課および運営推進機構、京都府の運営推進機構および認証制度担当課へヒアリング調査を実施した。表1は、東京都および京都府のホームページから一部補足し、作成したものである。

(1) 東京都の概要

東京都は第三者評価事業に対しては、1999年に「地域福祉サービス利用支援システムのあり方検討会」、「東京都サービス評価制検討委員会」などを設置し、早くから第三者評価事業について検討してきた。2002年に東京都福祉サービス評価推進機構が開設され、2003年に東京都福祉サービス第三者評価受診支援事業が始まった³。

東京都の受審件数が多いのは事業所数が多いだけでなく、受審に対する補助制度が充実していることによる。受審費用に対して定額60万円の補助制度を設定している。また、認可保育所や学童クラブになどの日中活動系のサービス分野は間接補助として上限60万円の補助制度

を実施している⁴。したがって、受審に対して事業所の費用負担はほとんどない。さらに、東京都が実施する他の補助制度があり、例えば第三者評価の受審・結果の公表が保育士等キャリアアップ補助金の交付要件となっている⁵。この結果、認可保育所の受審率は高い。受審しようとするインセンティブの第一要因は手厚い補助制度である。また、第三者評価を受審する場合、事業所が評価機関を選択し、直接契約をする。受審費用は、評価機関によって異なっている。

(2) 京都府の概要

2001年設立の「京都介護サービス評価研究会」は京都府が事務局であった。その後、京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構（以下「第三者評価等支援機構」という）を2005年に設立した。事務局は、京都府社会福祉協議会である。第三者評価等支援機構には京都府、京都市の行政をはじめ施設・事業者、利用者団体、関係職能団体、第三者団体等79団体が参画している⁶。この公私が参画する第三者評価等支援機構の存在と取組により高い受審率を維持していると言える。京都府の第三者評価は受審ではなく、「受診」としている。「ジャッジではなく、病院と同じく事業所を診察する

意味がある」。良いところや改善するところを診察するというポジティブアシストの立場をとっている。評価機関は評価結果において事業所に対して良かった点、改善すべき点についてアドバイスをレポートを作成する。京都府には受診費用に対する補助制度はない。京都府は分野別

に一律の受診料を設定している。事業所は第三者評価等支援機支援機構に第三者評価を申請する。事業所と評価機関は直接契約ではなく、第三者評価等支援機支援機構がそれぞれの特徴などを考えてマッチングする。

表1 東京都と京都府の第三者評価事（筆者作成）

	東京都	京都府
受審費用および補助金	東京都福祉サービス評価推進機構 【公益財団法人東京都福祉保健財団】 (数字は補助の金額)	京都 介護・福祉サービス第三者評価等支援機構 【京都府社会福祉協議会】 (数字は費用の金額)
	①【直接補助】都→事業所 60万円(定額)特養、障害、母子などの施設 60万円上限(実費)認可保育所、放課後デイ等 【間接補助】都→市→事業所 60万円上限(実費)認可保育所 学童クラブ 障害者日中活動系サービス	【介護サービス】 訪問系 165,000円 通所系、施設サービス 小規模多機能型居宅介護等 187,000円 【福祉サービス】 介護保険事業所以外の老人福祉施設(養護、軽費) 209,524円
	②【地域福祉推進区市町村包括補助事業】 (都は評価対象としているサービスで他の事業において受審費補助の対象になっていないもの) 補助率1/2 訪問介護、通所介護、地域包括支援センター、障害分野の生活介護など (他の補助金の要件にはなっていない)	【障害事業所】 314,286円 【保育所】 314,286円 【児童館】 314,286円 【婦人保護施設】 314,286円
	補助金には受審に対する補助制度と他の補助金の要件となっている補助制度がある(保育士キャリアアップなどは、東京都が推進している。3年に1度の受審要件がないとキャリアアップ補助金の減額対象になるなど)	【社会的養護関係施設】 社会的養護関係施設
第三者評価事業の特徴	施設系サービスの受審率が高く、居宅系サービスの受審率が低い	第三者評価等支援機構を設立 学識経験者、関係団体(施設・事業者)、利用者団体、関係職能団体、第三者団体等、行政等が参画 79団体(個人含む) 受審→受診 事業所の審判や格付けをするものではなく、“ありのままを診る”という意味で「受診」 ポジティブアシスト リポートして受診する事業所は多い
評価機関と事業所	直接契約	マッチングによって評価機関が決定される。申込は第三者評価等支援機構(第一～第三希望を記入)
監査と第三者評価事業	指導監査と第三者評価は確認する内容が異なっている。(最低基準とプラスアルファのため) 監査は構造、第三者評価はプロセス評価を重視	介護保険事業における行政監査は京都府は厳格(事業所の指定取り消しが初期は全国一) 第三者評価を推進する背景となる
受審のインセンティブ	サービスの質の改善(事業改善のヒントを得る、潜在化している利用者の評価の把握など) 結果の公表による事業所のPR(利用者に対するPR) 人材確保にむけたPR(受審ステッカー)	評価結果においてアドバイスをレポートを作成(事業所に対するアドバイスを実施するコンサルティング機能がある) * 認証制度の要件(3年以内の第三者評価の受診)

*きょうと福祉人材育成認証制度 人材育成に積極的に取り組む福祉事業所を京都府が認証し、大学や学生等に公表。認証取得に向けての取組に対して、専門家による相談会や研修により京都府が支援する。採用活動において認証マークを活用し、アピールすることができる。

5. 第三者評価事業が推進されるために必要なこと

1つ目に、第三者評価事業の受審にかかる負担から考える。負担の軽減とは費用と手間である。東京都に見るような受審費用に対する強力な補助制度は必要である。近年、神奈川県を受審件数が増加したのも、横浜市の福祉サービス第三者評価受審料に係る補助制度などが背景にある。東京都や神奈川県では、複数の評価機関があり、それぞれの評価機関が評価の方法、調査者、受審契約件数、受審費用などの情報をホームページで公表している。受審費用は評価機関によって異なっている。事業所が評価機関を選択するのも自由であり、市場の中での競争原理がはたらく仕組みである。この点について、質の高い評価を希望すれば受審料も高くなる。そこで、安定的な受審促進には受審費用の補助制度が必要となる。もう1つの方法は、京都府のように受診費用を一律にし、他県よりも低く設定することである。この方法を可能にするには推進組織が第三者評価事業を総合的にマネジメントできるような体制整備となっていることである。積極的に評価機関の質の確保のための研修、人材養成なども進めながら、評価機関と事業所とのコーディネートなどを実施できるような官民協働の体制整備になっている。

また、東京都においてさえ、介護や障害の在宅サービスは受審率が上がらない。そこで、手間に対する負担軽減として、「利用者調査とサービス項目を中心とした評価」を導入している。フルセットの「標準の評価」と「サービス項目を中心とした評価」についてどちらかを選択することができる。適用されるのは、小規模事業所が多い高齢分野の在宅系12サービス、障害分野の在宅系12サービス、子ども家庭分野の認可外保育施設（ベビーホテル等）である。「サービス項目を中心とした評価」では評価者は2名で実施される〔東京都福祉サービス評価推進

機構、2023〕⁷。受審を検討しようとする事業所にハードルを下げるためのものである。

2つ目に受審インセンティブをどう高めるのかを考える。この点について、全社協報告書は「認定証」の発行の検討を示している。しかし、すでに40の都道府県で認定証は発行されており、強力なインセンティブにはなっていない。全社協報告書において、認定証は、ホテル・旅館の「適マーク」などに類似したようなものとしている。第三者評価事業の受審そのものが事業所としてインセンティブがはたらく仕掛けが必要である。京都府のきょうと福祉人材育成認証制度は、人材育成に積極的に取り組む福祉事業所を京都府が認証している。認証を取得した事業所は、大学のキャリアセンターと協働し、就職ガイダンスにおいて、認証マークを活用して学生に周知できる。この認証要件の1つが第三者評価事業の受診である。

3つ目に、第三者評価は当初の検討会の議論ではコンサルティングは切り離して考えるものであるとされていた。東京都でも評価機関がサービス提供に関わるコンサルティング業務を併せて実施している場合、評価契約締結日から3年間は評価機関が事業所のサービス提供に関与する事業は禁止されている〔東京都福祉サービス評価推進機構、2023：83-84〕。一方、京都府の評価結果はポジティブアシストの立場からアドバイスレポートを作成することになっている。コンサルティング機能を持つスーパービジョンの役割を果たしている。「評価者の中には経営に詳しい方もいるので、経営面で、新たなヒントを見つけられるいい機会になる。他業者の取り組みと比較することで、事業改善のヒントが得られる」と評価されている。また、事業所として良い点を見出され、高い評価のコメントは、自分たちの実践が、第三者から認めても

らったということになる。この点は東京都でも、「講評、コメントが重要である」という立場である。事業者が目指していることの実現に向けて、特に成果があがっている事項や力を入れている取組に対するコメントを公表していくことは、職員に対しての外部からの評価であり、日々実践を行う職員の意欲の向上につながっていくものである。

第三者評価事業は、①福祉サービス事業者が事業運営における具体的な問題点を把握し、福祉サービスの質の向上に結び付けること、②利用者の適切なサービス選択に資するための情報となることの2つの目的がある。しかし、第三者評価事業は①の目的は達成できるが、②の目的を達成するような仕組みになっていない。

特に、介護サービスにおいては、2006年より「介護サービス情報の公表」が義務化されている。2018年には障害福祉サービス等情報公表制度が施行された。これにより、介護、障害分野の福祉サービスの基本情報は公表されることになった。第三者評価の②の目的は情報の公表制度が担うようになっている。

都道府県による受審率、評価項目、評価機関

などにおいてばらつきが大きいと、全社協報では国によるナショナルセンター（仮称）の検討を提示している。20年間の取組の差が現在の差である。自治事務である以上、財政的に厳しい地方では今後の発展は期待できない。そこで、ナショナルセンターを設置するのか、あるいは、それぞれの都道府県の実情と特徴を生かすため、積極的に国が関与して、受審促進のための補助制度を整備するのか、いずれにしても早急な対応が望まれる。

福祉サービスの提供において、第三者評価事業は、第三者が実際に施設を訪問し、職員への聞き取りなどを行う。そのため、書類上の整備や体制の評価だけでなく、サービス提供に関わる項目が評価できる。事業所の提供しているサービスに対して外部からの客観的な評価を受けることによって、これまでのサービス提供の方法や考え方に対して新しい気づきを得ることができる。受審する事業所にとっては、普段のサービス提供について、点検する機会になり、職員の学びの機会にもなる。第三者評価事業は、自己評価の限界を補完し、客観的な評価を得る重要な機会であると言える。

注釈

- 1) 厚生労働省「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」（平成16年）の概要
<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/06/dl/s0623-13b1.pdf> 2025/5/3
- 2) 全国社会福祉協議会 HP「福祉サービス第三者評価」HP
<https://shakyo-hyouka.net/cp-bin/wordpress/wp-content/uploads/2025/03/6dd0ec4b8e0a34cf9d7014509da259a8-1.pdf>2025/5/3
- 3) 福祉サービス第三者評価に関するこれまでの流れ
<https://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/hyouka/04kikou/img/nagarehikaku.pdf>
- 4) 東京都福祉サービス第三者評価ホームページ
「東京都における福祉サービス第三者評価受審に関する補助制度（令和7年度）」<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/fukushi/r7hojo> 2025/5/2
- 5) 東京都保育士等キャリアアップ補助金
<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/fukushi/2025-02-27-184332-475> 2025/5/8
- 6) 京都 介護・福祉サービス第三者評価等支援機構 HP「参画団体」
<https://kyoto-hyoka.jp/%E5%8F%82%E7%94%BB%E5%9B%A3%E4%BD%93/> 2025/5/1
- 7) 東京都においてフルセットの標準評価においては、「一件の評価は3人以上の評価者が一貫して実施すること。なお、面接調査や訪問調査などの実地調査は当該評価者が複数で行い、評価結果は、当該評価者を含む3人以上の合議により決定すること」とされている。

引用・参考文献

- 神奈川県 HP 介護サービス情報公表センター
<https://center.rakuraku.or.jp/about/differences.html> 2025/5/2
- 京都介護・福祉サービス第三者評価支援機構
(2011)「京都における第三者評価事業推進について」『月間福祉 2011 6』40-43 社会福祉法人全国社会福祉協議会出版部
- 厚生労働省 福祉サービスの質に関する検討会
(2001年3月)「福祉サービスにおける 第三者評価事業に関する報告書」
- 厚生労働省 HP 第10回福祉サービスの質に関する検討会(議事概要)
https://www.mhlw.go.jp/www1/shingi/s0003/s0330-1_16.html 2025/5/5
- 厚生労働省 HP 第12回福祉サービスの質に関する検討会(議事概要)
第12回福祉サービスの質に関する検討会議事概要
- 厚生省 中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会 1998年6月「社会福祉基礎構造改革について(中間まとめ)」
- 全国社会福祉協議会 2022年3月「福祉サービス第三者評価事業の改善に向けて～福祉サービス第三者評価のあり方に関する検討会報告書～」
- 宣 賢奎 (2024)「福祉サービス第三者評価の受審率向上策」『国際地域学研究 27』155-187, 東洋大学国際学部
- 東京都福祉サービス評価推進機構 (2023)『東京都福祉サービス第三者評価ガイドブック 2023』公益財団法人 東京都福祉尾見財団 福祉情報部評価支援室
- 千葉県 HP 各制度の違い(第三者評価、情報公表、外部評価)
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/shien/daisansha/seido.html> 2025/5/5
- 永和芳之介 (2005)「福祉サービスにおける第三者評価の意義と課題」『社会福祉学部論集 創刊号』19-30

福祉サービスの第三者評価は 利用者・事業者にとってどのような意味があるのか

神戸国際大学経済学部 教授 居神 浩

はじめに

本稿では、福祉サービスの第三者評価がサービスの需要者・供給者である利用者・事業者にとってどのような意味があるのか、インターネットに掲載されている情報を元に考察する。第三者評価は情報として市場に広く公開されてこそ意味があると思われるが、実際に利用者はど

こまで第三者評価の情報を入手し利用することができるのか。また事業者は第三者評価を実施することにどのような意味を見出しているのか。筆者自身、大学の認証評価作業に若干関わった経験があるので、その経験も踏まえて、第三者評価の本来の意味について考えてみたい。

1. 第三者評価は利用者にどれだけ知られているのか

まず、第三者評価の情報についてインターネットを通じて利用者がどのように入手することができるか、試行的な調査を行ってみた。福祉サービスは利用者が居住する地域のなかで需要されるものなので、筆者が居住する京都府長岡京市を対象として調べてみることにした。情報源としては「京都 介護・福祉サービス第三者評価 Web サイト」を用いた。

なお、本稿中のすべての情報は 2025 年 8 月中旬時点のものである。

このサイトの「事業所検索」から「長岡京市」と入力すると、51 件の事業所が検索数として表示された。この 51 の事業所について、「受診年度」・「受診種別」・「評価機関」・「評価結果」・「評価結果の事業所 HP 公開状況」を一つずつチェックしてみた。なお「受審」ではなく「受診」

である点に注意していただきたい（詳細は本誌田中聡子論文を参照）。

このサイトでは評価結果の公開の有無を掲載していないので、各々の事業所あるいは運営している法人の HP に入り、評価結果の公開状況を調べてみたところ、公開しているのは 51 事業所中 9 事業所、つまり 2 割にも満たない程度であった。その他に何らかの情報公開を行っていたのは 22 事業所で、そのほとんどが経営・財務状況などであり、利用者がサービスを利用するにあたって有益な評価情報を積極的に公開している事業者は多くなかった。また評価結果を公表している事業所も、ほとんどが「第三者評価 Web サイト」へのリンクを貼っているだけであまり工夫が見られなかったが、そのなかでも独自の公表の仕方を行っている事業所が 2

つほどあった。

小規模多機能型居宅介護事業所のA事業所は、元の第三者評価項目（大項目4、中項目16、小項目39）をわかりやすくアレンジして、A「事業所自己評価の確認」・B「事業所のしつらえ・環境」・C「事業所と地域のかかわり」・D「地域に出向いて本人の暮らしを支える取り組み」・E「運営推進会議を活かした取り組み」・F「事業所の防災・災害対策」の6つの大評価項目に再構成し、それぞれ4つの中評価項目について自己評価と第三者評価を記載したもの（合計24項目）を、「外部評価 地域かかわりシート」として公表している。

訪問介護のB事業所も、元の第三者評価項目をかなりアレンジして公表している。元の第三者評価の大項目は、Ⅰ「介護サービスの基本方針と組織」・Ⅱ「組織の運営管理」・Ⅲ「適切な介護サービスの実施」・Ⅳ「利用者保護の観点」の4つであったが、この事業所ではそれらをⅠ「構造評価（Structure）」・Ⅱ「過程評価（Process）」・Ⅲ「結果評価（Outcome）」の3つに再構成していた。この視点はサービスの質評価を考えるうえで大変興味深いので、後に考察として再度詳しく取り上げてみたい。

ちなみに評価結果の公表が義務づけられている社会的養護についても同様の調査を行ってみた。こちらは社会福祉法人「全国社会福祉協議会」の「福祉サービス第三者評価事業」のウェブサイトから、社会的養護施設第三者評価検索で所在地を「京都府」として検索したところ（なお所在地は都道府県単位でしか選択できない）、延べ88件の情報が表示されたが、受審時期（こちらは「受診」ではなく「受審」である）が比較的最近の2025年3月～2022年6月の13件の事業所について、上と同様のチェックをした。

こちらでも事業所・運営法人のHPで第三者評価の公表が確認できたのは7件で、あまり積極的に公表されているとはいえない。独自の公表の仕方として、C社会福祉法人では情報公開

のページを設けて「中期運営計画」や「事業計画・報告」の他に、毎年度の「利用者満足度アンケート調査」の結果や「苦情対応」について、法人下の施設ごとに「第三者評価結果」とまとめて掲載している。またD社会福祉法人も情報公開のページに法人下の施設ごとに「事業所の自己評価」（各々の事業のチェック項目ごとに「工夫している点」と「課題や改善すべき点を踏まえた改善内容または改善目標」を記述）を「支援プログラム」（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」などの「本人支援」のほか、「家族支援」や「移行支援」「地域支援・地域連携」など）とともに掲載しているといった工夫が見られる。

以上のように、第三者評価の結果自体を利用者が入手できる機会は必ずしも多くはないようである。では他の方法で評価情報を入手することはできるのか。例えば、介護サービスについては、厚生労働省による「介護事業所・生活関連情報検索（介護サービス情報公表システム）」のウェブサイトから都道府県を選択し、キーワード検索で市町村名を入力することで、利用者が居住する近辺の介護事業所の様々な情報を知ることができる。

上と同様に、「京都府」「長岡京市」で検索すると324件の事業所が該当した。この情報公表システムでは、「基本情報の読み解き方」として、①「どのような事業所・施設がサービスを提供しているか」②「どのような質の介護を提供しているか」③「いくらでサービスを提供しているか」④「事業所が消費者（利用者）の意見を把握する取組みをしているか」⑤「第三者評価等を実施しているか」⑥「従業員の資質向上に向けた取組みをしているか」の主に6つの情報が得られると説明されている。

検索でヒットした任意の事業所の「詳細情報」をクリックしてみると、上記の情報がわかりやすく表示される。初めに示されるのが、運営状況に関する「レーダーチャート」である。上から時計回りに①「利用者の権利擁護」②「サー

ビスの質の確保への取組」③「相談・苦情等への対応」④「外部機関等との連携」⑤「事業運営・管理」⑥「安全・衛生管理等」⑦「従業者への研修等」の7項目について5点満点で当該事業所と京都府平均のチャートが（やや歪な）7角形で示される¹。その他にも、「事業所概要」として事業開始年月日やサービス提供地域、営業時間など、「サービス内容」や「利用料」の詳細、「介護報酬の加算状況」、「従業者情報」として退職者数や有資格者数、「利用者情報」として要介護度別の利用者数などかなり細かいところまで知ることができる。

「その他」の項目に「第三者評価等の実施状況」として実施の有無、結果の公表状況などが掲載されているが、そもそも第三者評価を実施している事業所が少なく、また実施していても上記第三者評価の検索サイトへのリンクが貼られているだけで、評価結果自体は直接公表されていないので、わざわざ第三者評価の結果を確認する利用者は稀であろう。

障害者福祉サービスについては、独立行政法人 福祉医療機構による「障害者福祉サービス

等情報検索」(WAM NET)で同様の情報を得ることができる。こちらも「京都府」「長岡京市」で検索すると、157件の事業所が表示された。レーダーチャートはないが、掲載されている情報は介護サービスの上記サイトより詳細かつ多岐にわたっている。もっとも第三者評価に関する直接的な情報は見当たらなかった。なお、「事業所運営」のところにある(1)「障害福祉サービス等の内容に関する事項」および(2)「障害福祉サービス等を提供する事業所等の運営状況に関する事項」が、部分的に第三者評価に該当する項目を「あり」「なし」の択一で表示している。

以上の限定的な調査から暫定的に言えるのは、第三者評価の情報を利用者が直接入手できる機会は多いとは言えない、第三者評価の情報に限らず福祉サービスの選択に関する情報を入手できる機会はある程度存在する、ということであろう。この点は他の自治体の状況も確認してみる必要があるが、大きな違いが出てくるとは想像しがたい。

2. 事業者にとって第三者評価はどのような意味があるのか

それでは事業者にとって第三者評価はどのような意味があるのだろうか。上述の社会福祉協議会「福祉サービス第三者評価ウェブサイト」のQ&A「なぜ第三者評価が必要とされているのですか?」の答えとして「…事業者が事業運営の具体的な問題点を把握してサービスの質を向上させること、利用者の適切なサービス選択のために評価結果を公表することを目的」とあると書かれている。「利用者の適切なサービス選択のため」というのは情報公表の程度を見るかぎり、十分とは言えないかもしれない。「事業者が事業運営の具体的な問題点を把握してサービスの質を向上させる」という点についてはどうか。

上述の「京都 介護・福祉サービス第三者評価 Web サイト」から「長岡京市」でヒットした51件の事業所について、受診回数・評価結果などを全件データベース化してみた。そこから得られた事実発見について、以下に簡潔にまとめてみよう。

まず受診の頻度であるが、定期的(複数回)に受診しているといえる事業所は25件、2020年度より以前に1回のみ受診した事業所は14件であった。「福祉サービス第三者評価ウェブサイト」では「第三者評価は、繰り返し行うことが大切です」と書かれているが、それに合致しているのは、受診実績のある事業所のなかでも半数程度である。

次に評価結果について。「京都 介護・福祉サービス第三者評価 Web サイト」では、評価の「柱」として、①基本方針と組織、②組織の運営管理、③適切なサービスの実施、④利用者保護の観点の4つを掲げたうえでサービスごとに異なる評価項目が示されている。例えば、介護サービスは共通評価基準として入所・通所系44項目、訪問系43項目、福祉サービスでは介護保険事業所以外の老人福祉施設（養護老人ホーム、軽費老人ホーム）」は共通評価基準45項目、障害者総合支援法による障害事業所は障害事業所評価基準60項目などと受診区分ごとに評価項目数が異なっている。また同サイトの「評価を見るにあたって」では「評価」はランク付けではありません。「A・B・C」の表示は、第三者評価では“到達度を表すもの”です。第三者評価の評価項目は、高いレベルの基準（水準）が設定されており、事業所が質の向上を図るための目標となるものであるため、「B」が標準とも言えます。」と明記されている。

この点を確認するために、51件すべての事業所の評価結果についてA・B・Cの分布（個数）を数えてみた。その結果を簡単に表にまとめると以下の通りである。「Bが標準」という評価方針とのことであったが、全体的にA評価に偏りがちな印象を受けた。

すべてA評価	5件
C評価なし	32件
B評価が最も多い	4件
B評価とA評価が同じぐらい	4件
B評価が少なく（一桁台）A評価が多い	25件

なお、第三者評価は事業所の自己評価と並んで記載されているが、この2つの評価が分かれることも少なくない。この評価のギャップについてはいろいろなパターンがある。例えば、①自己評価（B）より第三者評価（A）の方が高い項目が多数、C評価はほぼ一致、②自己評価Cに対して第三者評価Bと自己評価Aに対して

第三者評価Bとが混在、③自己評価Aに対して第三者評価Cと2段階ギャップがいくつかある、④自己評価Aに対して第三者評価Bにされている項目が多くある、などである。評価に「認識の相違」は必然であるが、このような機会にその原因がどこにあるのかを冷静に検討してみるのも悪くはないだろう。

ところで京都の第三者評価の特徴は「受審」ではなく「受診（ありのままを診る）」を旨とする点にあった。同サイトでは「評価を行うにあたっては「ポジティブ・アシスト（肯定的支持）」を基本とし、事業所の「伴走者」という姿勢でのぞんでいます。」「できていないところも含めて現状を確認し、「できていない」＝「悪い」ではなく、そこをより良く改善するために支援することが京都の第三者評価の役割です。」と書かれている。

この点を確認するために、51件すべての事業所に対する「アドバイス・レポート」の内容について具体的記述の部分を抽出し、その傾向を調べてみた。まず、「特に改善が望まれる点とその理由」および「具体的なアドバイス」についてだが、改善点としてよく指摘されているのは「中長期計画の策定」「業務マニュアルの策定」「利用者満足度調査の実施」「地域との連携」などの項目であった。ただし、「具体的なアドバイス」があまり具体的でない場合も散見された。また様式上、分けて書くべき「特に改善が望まれる点とその理由」と「具体的なアドバイス」とが一体になっている場合も多く（51件中15件）、記述の統一の徹底が必要かもしれない。

「特に良かった点とその理由」については、「特に改善が望まれる点」と同様、一定の傾向が見られた。比較的多く挙げた項目として、「基本理念の周知徹底」「事業計画・各種マニュアルの策定」「PDCAサイクルの実行」「研修体制の整備」「労働環境への配慮」「他職種協働・連携」「利用者満足度向上」「アセスメント体制の確立」「地域との連携」などがあつた。次の考察でも述べるが、「組織の基本構造」「組織の

運営方針」「サービスの質」の3つが主なポイントであるように思われる。

確かにこのような評価を通じて「事業者が事業運営の具体的な問題点を把握してサービスの質を向上させる」機会にはある程度なるだろう。ただ危惧されるのは、現行の努力義務規定がもし義務化された場合、評価事業自体がきわめてcosmetic（うわべを取り繕う）なものに陥る恐れがある点である。例えば、「良かった点」と「改

善が望まれる点」をデータベース化し、生成A Iに分析させたら、事業所における第三者評価「対策」はそれほど難しいことではないかもしれない。つまり、評価の実質ではなく形式を担保して、言葉は悪いかもしれないが、「やっている感」を出すことは比較的容易だということである。現行の評価作業にもこのような懸念は拭えない。そもそも第三者評価の本来的な意味は何か。最後にこの点について考えてみたい。

3. 考察—第三者評価の本来的な意味とは

冒頭で大学の認証評価について触れたが、大学の場合、第三者評価は社会福祉事業のような「努力義務」ではなく、学校教育法（第109条）に定められた「義務」である。「7年に1回」のサイクルで行われ、いま「第4期」の評価期間に入っている。認証評価のために費やす金銭的費用と時間は膨大なものであるが、そもそも「何のための評価であるか」を改めて問い直す時期に来ているようにも思われる。

大学の認証評価の最大の問題は利用者（受験生および保護者）がほとんどその情報を見ていないことである。社会福祉事業の第三者評価についても、その傾向が見て取れたが、いくつかの事業所では第三者評価を利用者向けにアレンジしてわかりやすく提供するという取り組みを行っていた。例えば第2節で取り上げた訪問介護のB事業所では、第三者評価の項目を以下のように、大項目3、中項目13に再構成していた（さらに、小項目26、細目通番34に分かれるが、誌面の都合上省略する）。

I 構造評価 (Structure)

- (1) 理念の明確化
- (2) 適切な人材の育成
- (3) 適切な組織体制の構築
- (4) 適切な情報提供・共有のための基盤整備
- (5) 安全管理の徹底

II 過程評価 (Process)

- 1 利用者等の特性・変化に応じた専門的なサービス提供
 - (1) 利用者等の状況把握及びアセスメントに基づく計画の作成
 - (2) 利用者等の状況変化への柔軟な対応と計画の見直し
 - (3) 介護職・看護職の協働による一体的なサービスの提供
 - (4) 利用者等との情報及び意識の共有
- 2 多職種連携に基づいた包括的・継続的マネジメント
 - (1) 共同ケアマネジメントの実践
 - (2) 多職種連携を通じた包括的・継続的マネジメントへの貢献
- 3 誰でも安心して暮らせるまちづくりへの参画
 - (1) 地域への積極的な情報発信及び提案
 - (2) 地域包括ケアシステムの構築に向けての、まちづくりへの参画

III 結果評価 (Outcome)

- ① サービス導入後の利用者の変化
- ② 在宅生活の継続に対する安心

大学の認証評価でも、評価機関ごとに評価基準は若干異なるが、評価の基本は以下の3つの観点かと思われる。すなわち、Ⅰガバナンス(組織の基本構造)、Ⅱマネジメント(組織の運営方針)、Ⅲサービス(組織が生み出す価値)である。評価を実施するにおいて、Ⅰ→Ⅱ→Ⅲと構造的に積み上げていくアプローチと、Ⅲ→Ⅱ→Ⅰと機能的に下ろしていくアプローチが考えられる。前者は現行の評価様式の順序に沿ったもので、オーソドックスな方法である。後者は教育が生み出す価値を起点に組織の運営方針および基本構造を固めていくという方法である。ただ価値の評価が難しいので、あまりこの方法は採られていないものと思われる。いずれにしても最優先項目は大学という組織が提供する教育というサービスが学ぶ者にとってどのような価値を生み出しているかであろう。

これは福祉サービスの評価においても当てはまるのではないか。上記B事業所の独自評価はこの3観点とほぼ同型のように思われる。この事業所は訪問介護なので、結果評価として「利用者の変化」や「在宅生活の安心」(これは利用者だけでなく家族の安心も含まれる)を重視していた。障害者福祉、社会的養護など提供されるサービスの種類によって、結果評価の内容は当然異なってくる。このように提供される福祉サービスの種類に応じて、利用者やその家族、さらに地域も含めて社会に対してどのような福祉の価値を生み出しているか自ら検証するとともに、それを第三者の観点から再評価し、(これが最も大事だと思うのだが)社会全体で共有することに第三者評価の本来の意味があるの

ではないだろうか。

ちなみに大学の認証評価については、中央教育審議会の大学分科会に置かれている「質向上・質保証システム部会」において、「制度導入から20年が経過し、各高等教育機関の努力と認証評価機関における様々な改善や工夫の結果、内部質保証システムの導入が進んでいる」としたうえで、以下のような課題を指摘している(第4回会議資料「教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ 議論の整理」より)。すなわち、①社会的機能の再確認の必要性(社会からの期待は「教育の質」を明らかにすることであるが、複数の評価基準等により評価結果のわかりづらさが生じているのではないか)、②評価者・被評価者双方の評価負担、インセンティブの不足(様々な項目や確認事項等による「負担感」と十分な動機付けがない等による「徒労感」があるのではないか)、③内部質保証の意義の浸透(機関の改革には繋がったが、学生の学びと成長に寄与するカリキュラム改善まで至っていないのではないか)である。このうち現在特に重視されているのが、「内部質保証」である。「教育の質」について、①「誰が(評価の主体)」②「何を(評価の視点)」③「どのように(評価の手続き)」評価し、④「公表・活用」していくかが、評価制度見直しの基本的な枠組みとなっている。

このような「大学業界」の動向も参考にしながら、福祉サービスの第三者評価が利用者にとっても事業者にとっても共有の財産となるよう、評価制度のあり方について、さらに検討を続けていきたい。

注釈

1) このレーダーチャートの点数については <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/readme/> に「運営状況の各分野別に、「あり」となっている項目数の割合を数値化したものです。」として、「レーダーチャートの数値＝「あり」の項目数/項目の総数(「該当なし」を除く)」と説明されている。ここで「該当なし」とは「サービスを行っていないか、事例がなかったもの」なので、個別事業所の「運営状況」の詳細が記載されているサイトまで入り、どの項目が「該当なし」で、どの項目が「チェック項目を満たしていないか」まで細かく確認する必要があるだろう。

引用・参考文献

「京都 介護・福祉サービス第三者評価 Web サイト」

<https://kyoto-hyoka.jp/>

社会福祉法人全国社会福祉協議会「福祉サービス第三者評価事業」ウェブサイト

<https://shakyo-hyouka.net/>

厚生労働省「介護事業所・生活関連情報検索」サイト

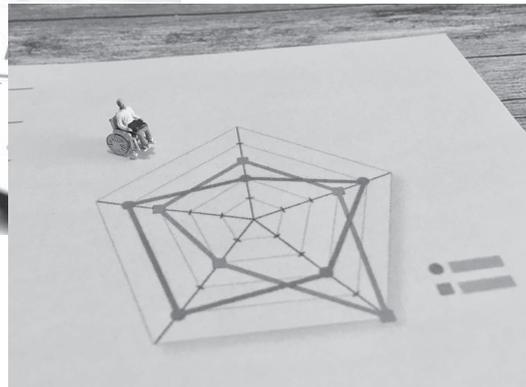
<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

独立行政法人 福祉医療機構「障害者福祉サービス等情報検索」(WAM NET)

<https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do>

中央教育審議会大学分科会「質向上・質保証システム」開催状況

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/055/index.html



特集4

福祉政策における評価システムの課題と展望 — イギリスの政策評価に学ぶ日本への示唆 —

金城学院大学人間科学部 講師 遠藤 希和子

はじめに

政策評価は単なる行政手法ではなく、政策の妥当性を社会的に検証し、公共資源の正当かつ効果的な配分を可能にする規範的意義を持つ。特に社会福祉政策や福祉サービスにおいては、有効性の評価や説明責任に加え、利用者の生活の質や権利保障を評価する枠組みが不可欠である。一方、この「評価」を社会福祉政策にどう位置付けるのかということについては慎重な考察を要する。社会福祉サービスにおいて評価が効率化やコスト削減に偏ってしまうと、現場の柔軟性が損なわれ、サービスの質をかえって低下させる可能性があるからである。つまり、福

祉の市場化と評価は表裏一体の関係にあり、福祉サービスの利用者が自分に合ったサービスを選択するためには評価の仕組みが不可欠である反面、競争原理をベースとした福祉サービスの供給システムのあり方自体に批判的でなければならないということである。

本稿では、新自由主義的な福祉国家体制を先導的に進めてきたイギリスに注目し、「評価」が福祉政策に導入されてきた歴史的展開をたどり、その変遷と課題を明らかにすることで、日本の福祉政策における評価システムのあり方について考察する。

1. イギリス社会政策と政策評価の歴史的展開

1) 大きな政府から小さな政府へ

第二次世界大戦後、イギリスではベヴァリッジ報告（1942）をもとに福祉国家が構築されたが、その際、政策評価は制度化されておらず、そのシステムは統計や会計監査に存在する程度であった。しかし、福祉国家の持続可能性を検証する必要性は早くから指摘されており、1970年代にスタグフレーションや「英国病」と呼ばれる経済停滞が進行したことをきっかけに、膨れ上がる支出と硬直的な官僚制に対する不満が

高まった。サッチャー政権下（1979-1990）ではこういった社会情勢を背景に、福祉政策への市場原理の導入や公共サービスの民営化が推進され、「小さな政府」への転換が進められた。その過程で政策評価は、公共サービスの効率性や説明責任を担保する仕組みとして脚光を浴びるようになり、結果として1980年代から1990年代初頭にかけて、ニュー・パブリック・マネジメント（New Public Management：NPM）は行政改革の中核を占めることとなった。

NPMは「市場メカニズム」と「管理者主義」を結合した行政改革の手法であり、NPMの進展により成果主義・競争原理・顧客志向が行政運営に深く根付くことになる(Hood 1991)。1983年には国立監査院(National Audit Office: NAO)が設立され、公共資金のバリュー・フォー・マネー(Value for Money: VFM)を監視する体制が整えられた。さらに教育・医療・地方自治体においては業績測定が導入され、成果を測定・監査する制度的枠組みが形成された。1988年に発表された『Improving Management in Government: The Next Steps』報告書では政策立案と施行が分離され、後者を「独立性を持つエージェンシー」に再編することで、成果志向型行政が方向づけられた(Panchamia & Thomas, 2014)。

2) ニューパブリック・マネジメント(NPM)と証拠に基づく政策立案(EBPM)の融合

ブレア政権下(1997-2007)では、NPM的管理手法を継承しつつ、証拠に基づく政策立案(Evidence Based Policy Making: EBPM)が政府の基本原則として導入された。1999年に発表された白書『Modernising Government』では、EBPMを政策形成の基調として制度化することが提示された。同白書では、①政策形成の戦略化、②利用者志向のサービス提供、③情報技術の活用、④多様性の確保、⑤官僚制の近代化という五つの柱が示され、公共部門

再編の指針が明確化され、この枠組みに基づき、各省庁における公共サービス合意(Public Service Agreement: PSA)が導入されるなど、公共サービスの目標達成に対する評価システムの構築がなされた。また、ブレア政権下で推し進められた就労支援政策(New Deal)、子ども支援政策(Sure Start)、健康格差戦略といった主要施策には、ランダム化比較試験(Randomized Controlled Trial: RCT)や縦断研究による評価が組み込まれ、科学的検証が強化された(Davis et al. 2010)。

リーマンショック後に誕生したキャメロン政権(2010-2016)では、緊縮財政のもとで政策評価制度が強化されることとなる。2013年に設立されたWhat Works Network(WWN)は教育・犯罪・地域経済・高齢者福祉などに分野別センターを設置し、エビデンスを収集・統合・活用する仕組みを構築した。さらに2015年にはCross-governmental Trial Advice Panel(TAP)¹が設立され、RCT実施を支援する体制を整えた。行動科学を活用するBehavioural Insights Team(BIT)もこの時期に政策形成への影響を強め、政策に対するエビデンスに基づく評価を制度化する役割を果たした(Haynes et al. 2012)。その後もEvaluation Task Forceが2021年に設置されるなどして、イギリスの政策評価は効率性(NPM)と科学的根拠(EBPM)を統合したものへと展開を遂げた。

2. イギリスにおける政策評価の制度と方法

このように、イギリスの政策評価は、NPMとEBPMの統合を通じて高度な制度化を遂げてきた。国立監査院(NAO)によるバリュー・フォー・マネー(VFM)監査、公共サービス合意(PSA)、地方自治体のベストバリュー制度、教育分野のOfsted検査が象徴するよ

うに、NPM型評価は効率性と説明責任を重視し、外部統制システムとして機能するよう設計され、成果評価を通して行政を管理する仕組みを浸透させた。さらに、これを補完する形で、EBPM型評価が科学的根拠の導入が進められた。具体的には、RCTや費用便益分析(Cost-

Benefit Analysis)、縦断研究などが制度化され、政策効果を厳密に検証する方向に展開した。このようにしてNPMが「管理的枠組」を与え、EBPMが「科学的根拠」で補強するという関係が確立し、2010年代にはWhat Works Networkが設立されるなど、成果測定と科学的検証の統合が進められた。また、介護分野においては、CQC (Care Quality Commission) が監査の枠組みを形式的評価から成果重視の実質的评价へと移行させ、利用者の視点を反映したサービス評価を制度的に可能にするなど、福祉サービスにおいてもNPMとEBPMを基盤とした評価システムに基づく制度設計とサービス提供の仕組みが形成された。

しかし、一方でこうしたNPMがもたらす「ターゲット文化」は数値目標の達成が自己目的化し、公共的価値を損なう危険を招いた (Power 1997) という批判は根強く、EBPMも科学的厳密さを高める反面、量的手法に偏り地域社会や現場の知見を軽視する傾向があり、政策の受容性や持続可能性を損なう恐れがあることが指摘されている (Davis et al. 2010)。また、児童福祉分野におけるムンロー報告 (2011) ではNPMが「子どもの安全より数値目標を優先する構造」を生み出しているという批判的立場からイギリスにおける児童保護について指摘して

おり、評価を「責任追及型」から「学習型」へ転換する必要があることを提言している。当時のキャメロン政権は同報告書の提言を概ね受け入れ、現場の専門職裁量を尊重する方向に政策を修正した。そして、児童保護の実践現場では、従来の形式的な重大事例レビュー (Serious Case Review : SCR) に代えて、システム全体の学習を促す枠組みが導入され、ソーシャルワーカーがクライアントの家族と関わる時間を確保できるよう事務作業の負担の軽減が目指された。しかし、2010年以降の緊縮財政下では、こういった改革は長続きせず、ムンローが明らかにした課題を解決するまでには達していない。それでも、同報告書で提起された議論は、児童保護に限らず、福祉サービス評価全般において今日に至るまで影響を及ぼしているという点において、重要な役割を果たしている。また、より福祉サービスの供給実態に適した評価システムの構築が研究所などの組織によって目指され、介護分野では、ケント大学がASCOT (Adult Social Care Outcomes Toolkit) を開発するなど、効率性や費用対効果だけでなく安心感や社会的つながり、自己決定など生活の質を評価できるような評価の導入も進められている (Netten et al. 2012)。

3. 日本の福祉政策評価への示唆

日本における政策評価は2001年の政策評価法制定により制度化され、その後、国際的知見を吸収しつつ発展したものの、成果主義や事前評価への偏重により国際的基準との乖離が進み、特にアカウントビリティの確保が不十分であることが指摘されている (山谷 2021)。現状として、各省庁や地方自治体では政策や施策について事前・事後評価を行うことが義務づけられ、行政の透明性向上と効率化が目指されてい

るが、その内容は形骸的である。また、福祉サービス供給においてもエビデンスに基づく政策形成 (EBPM) の重要性が強調されているが、政策策定と評価が結びつくような仕組みは未だ開発されていない。平岡公一は日本の社会福祉における「評価レジーム」を「種々の主体が種々の方法で行う公共政策・公共サービスに関する評価の連関構造」(2022:89) と定義しつつ、その基盤が第三者評価制度に偏り、国や自治体の

政策評価との接点を欠くことから、イギリスやアメリカで発展した福祉サービスの評価システムは一線を画すと説明している。しかし、日本においては「評価」が法定化されたことによって、地方自治体の福祉計画も評価レジームの一部として位置づけられるようになり、直接的な制度連結はないものの、重要業績評価指標(KPI)を介して国の政策評価制度と福祉サービスは間接的なつながりを保持している(平岡 2022)。

例えば、高齢者のケアに視点を向けてみると、介護保険制度の導入以降、利用者選択と事業者競争に基づく準市場が構築され、介護サービスの第三者評価や利用者調査も整備された。しかし、日本における評価は多くの場合、行政内部での自己点検にとどまり、政策改善や利用者本位の制度設計には結びついていない。畑本(2022)は介護保険部会の議事録を分析し、第三者評価が形骸化し制度全体の政策的意義を問い直す「政策評価」が欠如していると指摘する。現に介護保険制度の導入によって利用者選択と事業者競争が福祉サービスの供給に組み込まれたものの、評価は供給量や効率性に集中し、利用者本位の生活の質を適切に捉えていないと批

判されている(長澤 2022)。

以上のことから、日本の第三者評価はイギリスの制度と比べて大きな差異があることが分かる。日本の評価は事業所単位の点検にとどまり、評価の質にばらつきがある上、結果が政策改善や制度設計に十分に反映されていない。これに対し、イギリスの国立医療技術評価機構(NICE)やCQCは、政府から独立性を担保された組織として、科学的エビデンスや成果に基づき政策や資源配分に直接影響を与える権限を持つ。すなわち、日本の評価が「形式的なチェック」にとどまるのに対し、イギリスの政策評価は「政策を動かす仕組み」として機能しているのである。

しかしながら、2001年の法制化以降、日本における評価システムは発展しており、その存在感を増している。日本においても、ASCOTのような評価指標の活用が議論されているが(長澤 2011; Shiroiwa et al. 2020)、今後の日本の福祉サービス評価に求められるのは、政策評価の信頼性を高めるために、政府から独立した評価システムを機能させること、そして、その評価内容が、ムンロー報告が提起するような「学習型」であることである。

4. むすびにかえて

イギリスでは戦後福祉国家の形成、新自由主義改革、NPMの制度化、EBPMの導入、そして緊縮財政下におけるNPMとEBPMの制度的強化という流れの中で、政策評価が行政運営の中核に位置づけられてきた。新自由主義的福祉国家として政策改革がおこなわれるなかでNPMの考えが政策に浸透し、その結果としてターゲット文化や成果主義がイギリスの福祉政策に台頭した。「評価」は行政の説明責任を強化する一方で、福祉現場における専門職の実践を硬直化させ、サービス提供者と利用者双方に新たな負担を生み出すというジレンマの中で、そのあり方が問われている。

福祉サービスに政策評価が必要なのは、単に行政の効率化や説明責任の確保のためではなく、利用者の生活の質や権利保障を基盤に据えるためである。イギリスの経験が示すように、評価は福祉の市場化を支える装置として導入されつつも、数値目標の達成が自己目的化し、現場を硬直化させる危険を伴ってきた。その矛盾から学ぶべきは、評価を「統制の道具」としてではなく、利用者本位の制度改善を導く仕組みとして再構築する重要性である。そしてそれが「誰のための、何のための評価か」という問題意識を常に問うことである。

- 1) 後に「Evaluation and Trial Advice Panel」に改称された。<https://www.gov.uk/government/publications/cross-government-trial-advice-panel-role-and-membership>

引用・参考文献

- 内山融, 小林庸平, 田口壮輔, 小池孝英 (2018) 「英国におけるエビデンスに基づく政策形成と日本への示唆 - エビデンスの「需要」と「供給」に着目した分析」『RIETI Policy Discussion Paper Series』
- 長澤紀美子 (2011) 「高齢者ケアのアウトカム評価 - イギリスにおける政策動向と社会的ケアのアウトカム指標 (ASCOT) の事例」『高知女子大学紀要 社会福祉学部編』60 169-183
- 長澤紀美子 (2017) 「イギリスにおける社会的ケアの市場化—準市場の類型による分析—」『社会政策』9 (2), 87-103
- 長澤紀美子 (2022) 「小特集に寄せて—評価の有効性の検証に向けて」『社会政策』14 (1), 81-85
- 平岡公一 (2013) 「ヒューマンサービス領域におけるプログラム評価と政策評価— 社会福祉分野を中心に」『社会政策』5 (2) :144—155
- 平岡公一 (2018) 「介護保険制度の創設・改革と日本の高齢者ケア・レジーム」須田木綿子・平岡公一・森川美絵編『東アジアの高齢者ケア— 国・地域・家族のゆくえ』東信堂, 54—80
- 平岡公一 (2022) 「社会福祉における評価レジームの形成と変容—業績管理の導入の動きを踏まえて」『社会政策』14 (1), 86-96
- 畑本裕介 (2022) 「社会福祉における評価概念の変化の具体的な様相—介護保険制度を題材に」『社会政策』14 (1), 97-107
- 山谷清志 (2021) 「政策学における評価理論の貢献—日本の評価システムから」『同志社政策科学研究』22 (2), 159-172
- Cabinet Office. (2013). *What Works: Evidence Centres for Social Policy*. London: HMSO.
- Davies, H., Nutley, S., & Walter, I. (2010). Using evidence: how social research could be better used to improve public service performance. *Connecting knowledge and performance in public services: From knowing to doing*, 199-225.
- Evaluation Task Force. (2023). *What Works Network strategy*. UK Cabinet Office. <https://www.gov.uk/government/organisations/evaluation-task-force>
- Haynes, L., Service, O., Goldacre, B., & Torgerson, D. (2012). *Test, Learn, Adapt: Developing Public Policy with Randomised Controlled Trials*. Cabinet Office.
- Hood, C. (1991). A public management for all seasons? *Public Administration*, 69 (1), 3-19.
- Munro, E. (2011). *The Munro review of child protection: Final report, a child-centred system* (Vol. 8062). HMSO.
- Netten, A., Burge, P., Malley, J., Potoglou, D., Towers, A.-M., Brazier, J., ... Wall, B. (2012). Outcomes of social care for adults: Developing a preference-weighted measure. *Health Technology Assessment*, 16 (16).
- Power, M. (1997). *The audit society: Rituals of verification*. OUP Oxford.
- Shiroiwa T, Nakamura-Thomas H, Yamaguchi M, Morikawa M, Moriyama Y, Fukuda T, Allan S, Malley J. (2020) Japanese preference weights of the Adult Social Care Outcomes Toolkit for Carers (ASCOT-Carer) Qual Life Res. Jul;31(7):2143-2151. doi: 10.1007/s11136-021-03076-w. Epub 2022 Jan 12. PMID: 35020110; PMCID: PMC8752387.

三島由紀夫が書かなかった「近江絹糸争議」の謎に迫る

【第60回】キーワード (5)
「山口正義」「セスナ機から投下されたビラ」
「自殺と精神疾患」

武庫川女子大学 経営学部
教授 本田 一成

全織大会の感激と興奮のまださめきらぬ14日、私達3名は主として県下における近江絹糸の組合員家族に対して今後の争議の実情をお伝えし、現在の生活状態をお話するため約5日間にわたって山村を巡回しました。(中略) 幸い社会党の浅沼書記長、三宅組織局長、赤松常子先生らの熱心な応援によって予想以上の成果を上げることが出来たのでした。(中略) 会社から出した例の「お宅の娘さんは風紀も乱れているため妊娠もしかねない云々」という悪辣なデマ宣伝は純朴なだけに信じ易い御家族の方々をどんなに心配させたでしょう。(川又きみ「新潟地方を巡回して」全織同盟教宣部編『解放の歌よ高らかに』1954年)。

10. 山口正義

近江絹糸人権争議の全体責任者は全織同盟会長滝田実であるが、現場責任者は組織部長の山口正義であった。時に、人権争議を実質的に解決に導いたのは山口だ、などと言われる。要するにあらゆる実務を取り仕切っていたということなのであろうし、それができる人材であったことを示している。近江絹糸争議の資料には、山口の名前は頻出するが、組織部長であること以外の情報は記載されないから補っておこう。

全織同盟の組織部長と言えば、現在のUAゼンセンに至るまで伝承される組織拡大優先思想と手法を編み出した佐藤文男が有名だが(本田一成『オルグ!オルグ!』新評論)、その佐藤や山田精吾など名うてのオルグたちの上司が山口であった。

山口は1904年に鹿児島県日置郡で生まれた。16歳の時に大阪の皮革会社に就職して友愛会に加盟し、総同盟になってからは大阪合同労組常任や中央執行委員に就任した。1930年に発生した鐘淵紡績(現KANEBO)の57日間のストライキでは争議団長をつとめるなど、第2次世界大戦前は争議の指導で実力を発揮した。総同盟の組織内議員として東京市議会議員をつとめた経験もある。戦後は、結成直後の全織同盟からスカウトされて1947年に参加した(ちなみに山口より年下の滝田実は1912年富山県生まれであり、日清紡労組組合長となり、1948年に全織同盟会長に就任した)。

全織同盟の結成当初は、組織部に限らず、全員が全織同盟の組織づくりに集中した。全織同盟は、大手繊維労組の加入を必須と考え、全国各地に割拠していた繊維の地方組織をつなぐ産業別組合の整備を急いだのである。

組織部長に就任したのは、間宮重一郎(後に法規

部長)、上條愛一(同組織内議員)、高山恒雄(同副会長)らで、企業籍がある加盟労組の幹部であった。いわば揺籃期の組織体制の確立に奔走した管理職であるから、その時期の組織部の実体はわかりにくい。

それがはっきりし始めたのは、プロのオルグである山口正義が組織部長になってからである。1950年代になると、正職争議など大小数多くの争議が発生した。他方、合理化が始まり倒産も相次いだ。それらは全て山口が現場責任者となり、1954年の近江絹糸争議も例外ではなかった。山口時代の組織部の実体は、争議対策部や倒産対策部といってよいと思われる。

その後の組織部では、山田精吾が山口の右腕人材となり、佐藤が加わってからは、主要な任務は労組の新規結成に移っていった。山口時代の組織化は、GHQの民主化政策の追い風を受けて大量の労組ができた延長線上にあって、無所属や他組織加盟の既存労組を加入させたり、会社再編による労組結成などの組織拡大が主体であった。

宇佐美忠信(人権争議では富士宮工場責任者、後に書記長、会長、同盟会長)は、山口に話が及ぶと、山口はその風貌から「ライオン」というあだ名で呼ばれていた、となつかしそうに筆者に語った。また、近江絹糸争議もそうだが当時全織同盟が手がけた争議で勝利すると経営者が無駄な抵抗を止めて組織化がやりやすくなった、効果がきめんだったよ、と笑った。

11. セスナ機から投下されたビラ

セスナからのビラ散布は、オルグ合戦の最中や労組側の集会に際して要所で用いられた戦術である。ちなみに筆者は1965年生まれだが、おそらく上空からの広告は、主にセスナからの拡声器を通した音声や気

球の広告バナーなどの方式に切り替わっていて、少年時代に降って来たビラを拾った記憶はない。

人権争議では、会社側が全織同盟や第二組合である近江絹糸労組を批判するビラを大量に作成して配布した他、第三組合である近労連(近江絹糸労働組合連合)にも担わせていた。また、会社側が取引先に対して状況を説明する体裁で労組側を批判するケースが見られた。誹謗中傷合戦であるから、労組側も同様に大量散布した。

人権争議では圧倒的多数の国民が会社側を敵視していたから、少しでも風向きを変えようと試みていたとみるべきであろう。また、加害者が追いつめられそうになると被害者になり変わろうとするのは、今も昔も変わらない常套手段である。

ここでは、会社側と近労連が配布したビラを収録しておく。全内容を収められないため、主張している項目を中心に紹介する。それでも大要は類推できると思われる。

近江絹糸の争議は労働問題か？ 仮面の暴力団か？

今回弊社本店におきまして全織同盟の手先
に買取された一部社員のために不祥事件を惹
起しましたことは不徳の致すところでありまして甚
だ申し訳ない次第であります。幸いにして近江
絹糸は健在、生産営業共に無事継続致しており
ますから御安心頂きたいのであります。ついては
事件の経過をご報告し併せて全織同盟の不逞
行為を広く皆様に訴え御批判を仰ぐとともに
御同情と御協力を賜りたいのであります。

- 一、全織の手先となった青年社員
(内容省略、以下同じ)
- 二、組合大会結成のおとし穴戦術
- 三、表面の要求項目と実際の目的
- 四、5分間の団体交渉
- 五、爆発的ストライキ

- 六、ウソとデタラメで固めた宣伝
- 七、ロック・アウト(作業場閉鎖)宣言
- 八、業務妨害を目的とするピケ・ライン
- 九、男子・女子組合員のカンヅメ
- 十、工場に対する暴力波状攻撃
- 十一、暴徒と流血の攻防戦
- 十二、労働運動か？ 仮面の暴力か？

昭和29年6月10日
近江絹糸紡績株式会社

要求22項目は新聞やラヂオをだまし 社会の同情をひくためのコヂツケ文句

全織が左翼の院外闘争に協力し、私党の拡大の決心をもって自治体警察廃止の時機をねらい、暴力革命の手段で、産業を破壊し、社会を混乱させるためにやった陰謀です。

しかも警察を不介入にするため、労働争議の型をとり、買収によりごく一部の社員に第二組合をつくらせ、いかにも労働争議らしく見せかけ、社会の同情をひくため、わざとつくったコヂツケ要求22項目であります。

内容も真相は次のようなもので、いかにコヂツケであるか御分り願えると信じます。

「結婚の自由」のごとき言葉はいかに封建的のように見せかける戦術でありまして、その実際は社宅を増やしてもらいたいという要求であると組合員が証言しております。

「信書の秘密」のごときも会社代表宛の英文の手紙を無断で開封して注意されたことをうらみ、〇〇課長宛という業務上の手紙の、会社と関係のある開封のことを指しているのであります。(以下省略)

7月2日
近江絹糸紡績株式会社

「市民の皆様、従業員の皆様に告ぐ」

今回当社の労働争議によりまして皆様に多大のご迷惑をお掛け致しました事を深く御詫び申し上げます。この争議に付まして我々労働組合連合は今ここに原因真相を皆様に御説明申し上げ争議の真実の姿を御了承願いたいと存じます。

- 一、一従業員がなぜ全織同盟に加盟し会社と激しい対立をしているか。(内容省略、以下同じ)
- 一、全織同盟に加入しなければ絶対に民主的な労働組合はできないでしょうか。
- 一、そこで私達は私達の力のみで新しい民主的な組合を確立し、着々と民主化の実現に努力し立派な成果をあげつつあります。
- 一、私達は職場を守りながら私達の生活を向上する道をとる方がより以上賢明な方法なのです。
- 一、労働組合連合の皆様!!
- 一、市民の皆様へお願い致します。

近江絹糸労働組合連合
市民の皆様、近江絹糸従業員の皆様へ

12. 自殺と精神疾患

労使が激しく衝突した人権争議中、若年組合員たちは、非常時の切迫した状況下で襲いかかる不安や、次々と未経験の事態に直面する際の大きな心理的負担とたたかっていた。その苦悩の中で、心身ともに疲弊し、精神的に病み、自ら命を絶った若者がいる。争議中に近江絹糸労組は中村善五郎、鈴木順子、川又きみの3人の自殺者と、多数の精神疾患を出した、と記録されている。後者は当時、発狂者と報道された。実際には、この他に自殺未遂者も多数いるし、精神疾患者は、帰郷後を含めて全員把握されているわけではない。記録上の被害者は過少な人数である。

中村は、東京営業所支部の執行委員で群馬県桐生市出身、1954年7月3日23:15頃に熱海市内で鉄道自殺した。父母、兄姉、友人、支部長、寮管理人あてなど多数の遺書を残していて、社長夏川嘉久次に対する抗議を記していた。東京営業所はやや遅れて第二組合が結成され、団交に入ったが決裂し、ストライキに突入した局面での悲報となった。

鈴木は彦根支部の第二組合員で、秋田県仙北郡長信田村出身、7月19日19:30頃に女性寮で睡眠薬200錠による服毒自殺を図り、工場附属病院に収容したが危篤となり、22日に死亡した。

日記や手紙は焼き捨てられ、荷物も整頓されていた。遺書は残されていないが、ノートに、前から変だ、発狂したかったと言われるのだろうか、言いたいものには言わしておくまで、などと書き残していた。

鈴木の一部屋は7人が起居し、第二組合員3人、第一組合員4人の編成で、複雑な感情が交錯していた。第一組合員の1人は鈴木と同郷の後輩だから責任を感じて気が狂いそうだ、私が死んでも新聞に載らないようにしてくれ、などと言っていたという。

川又も東京営業所支部に所属し、副支部長として熱心に活動していた。9月6日に服毒自殺を図り、7日に死亡した。夏川一族を倒すまでがんばってください、と同支部長田所光男あての遺書に書かれていた。全織同盟の新潟大会に派遣された後、新潟県内の家族対策に集中するなど、積極的に争議に取り組んでいた。人権争議解決後に発行された『解放の歌よ高らかに』には川又が生前に書いた手記も収められ、新潟巡回に触れているのが痛ましい。

死の直前、争議が大詰めに入って開催された9月4日の新橋ステージでの近江絹糸糾弾東京大会では堂々と真相発表の壇上に立ち、その後の東京駅八重洲口デモ行進の先頭に立っていただけに、痛恨の衝

撃を与えた。詳細は不明だが、営業所は少人数が勤務して上下関係を含め人間関係が緊密で、集団的対立となる工場と比べて、争議中の心理的圧迫が大きかったのは間違いない。

人権争議後の被害にも目を配るのなら、大塚敬三の自死に触れないわけにはいかない。大塚は、近江絹糸労組結成の首謀者の1人で人権争議後に第2代書記長となり、企業再建闘争中に辞任した後、1960年から1969年まで第2代委員長となった。

退任後、労組結成20周年記念誌に大塚が寄稿した文章が残されている。労組の結成や争議を振り返り、非自由に対する自己否定であり歴史的必然であった、と記している。忍耐と犠牲に満ちたものであった、企業別組合の矛盾に付きまとわれた、とも述べている。多くの関係者が自殺前の大塚と会い、苦渋し憔悴する姿を目撃している。近江絹糸争議後の労使関係には、何か執拗に後を引いている。滝澤雄一郎も山口克昭も企業別組合の矛盾を示唆していた。

なお、労組OBOGの中には、先の3人をはじめ共にたたかった仲間は供養し広言するのに、大塚の自死はタブー視し秘匿しようとする者もいる。それは大塚が望んだことなのか、戦友として見送るべきではないのか。筆者にはわからない。

本田 一成(ほんだ・かずなり)

武庫川女子大学経営学部教授。博士(経営学)。

人的資源管理論、労使関係論専攻。

近著に『クミジヨを考える』(信山社)、『メンバーシップ型雇用とは何か 日本的雇用社会の真実』(旬報社)、『ビヨンド! KDDI労働組合20年の「キセキ」』(新評論)など。

「創造」と「応答」の消費者教育 ——アクションリサーチにおける現場での気づき

国際経済労働研究所社会心理研究事業部 研究員
仲嶺 真

はじめに：消費者教育という考え方

消費者教育という考え方があります。消費者教育とは、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育及びこれに準ずる啓発活動のことで（消費者教育の推進に関する法律、第二条）、その目的を概略的に言えば、消費者の消費における利益を促進、被害を防止するとともに、持続可能な消費社会へ参画する態勢を整えることです。

近年、カスハラ（カスタマーハラスメント）という言葉が耳にする機会が増えました。カスハラとは、消費者からの暴行、脅迫、暴言、不当な要求といった理不尽で著しい迷惑行為のことです。カスハラ防止はどちらかというと事業者（あるいはその従業員）の利益に資するものですが、「カスハラとは何か」といったカスハラ防止の発信も消費者教育の一環として取り組まれています（消費者庁：カスタマーハラスメント防止のための消費者向け普及・啓発活動）。というのも、消費者が事業者やその従業員を困らせるような行為（カスハラ）をしてしまい、事業者からのサービスの質が下がってしまうと、最終的に不利益を被るのは消費者自身です。また、持続可能な消費社会も損なってしまいます。そのため、カスハラ防止の発信が消費者教育として位置づけられています。

アクションリサーチ・プロジェクトで見えた現場の声

ところで、私たち公益社団法人国際経済労働研究所では、2024年度からアクションリサーチ・プロジェクトを始めました。これは、「組合活動の課題を研究の力で解決していこう」という取り組みです。課題に応じて適切な手法を選択し、自分たちで情報を集めて課題解決策を考える。労働調査運動をともに進めていきたいと思いますというプロジェクトです。詳細はアクションリサーチのご案内をご覧ください。

先日、このプロジェクトに賛同していただいたA労働組合（スーパーマーケット業）とともに、「業務効率化と働きやすい職場づくり」をテーマに、現場の声を集めるグループ・インタビューを実施しました。

スーパーマーケットにも専門性がある

プロジェクトを進めるなかで、私自身、再認識したことがありました。それは、「スーパーマーケットにも明確な部署や部門があり、それぞれに専門性がある」ということです。

一般企業で言えば営業・人事・経理といった部署ごとに専門性があるように、スーパーにも畜産、農産、鮮魚、日配食品、レジなどの部門があり、それぞれが独自の知識や技術を持っています。たとえば畜産部門なら肉の鮮度や加工について、レ

ジ部門なら電子マネーや金券などに応じたレジ処理など、各部署の専門性は多岐にわたります。

私はこれまで「スーパーの店員さんにはそれぞれ専門性がある」と意識したことがなく、店員さん全員を一緒くたに「スーパーの店員さん」ととらえていました。その典型として、「レジが混んでいるのに、なんであの人はレジに入らないの?」と感じてしまったこともありました。でも実際には、誰もがすぐレジに入れるわけではありません。というのも、レジにはレジの専門性があるからです。同様に、各部門には各部門の専門性があります。このように、私たちの生活が縁の下の専門性に支えられているという当然のことを再認識したとき、現場で働く方々に改めて敬意と感謝の気持ちが湧きました。

「創造」型の消費者教育

今回の経験からもう一つ考えたことがあります。それは、消費者と事業者の双方の利益に資するような消費者教育には少なくとも2種類のかたちがあるのではないかということです。たとえば、冒頭で挙げたカスハラ防止の発信のような消費者教育は、消費者の振る舞いに対してポジティブあるいはネガティブなフィードバックをする、「応答」型ともいえるようなかたちの消費者教育です(図1左)。他方、「この仕事にはこういう専門性がある」「こんな工夫で商品・サービスを支えている」といった現場の努力や働きぶりを消費者に伝え、それに応じた消費者の振る舞いを引き出し、事業者やその従業員と消費者とのよりよい関係を

構築していく(ひいては、よりよい消費社会を構築していく)、「創造」型の消費者教育もあると考えられます(図1右)。こうした「創造」型の消費者教育は、従業員や組合員主導で消費者との望ましい関係をつくることでもあり、従業員や組合員の働きがいを下支えすることにもなると思われます。その結果として商品やサービスの質向上につながり、そのメリットは消費者にも返ってくるでしょう。

おわりに：もっとよい関係をつくるために

消費者と事業者がよりよい関係を築くためには、「これはしないでください」「これはありがたいです」という消費者の振る舞いに対して「応答」する消費者教育だけでなく、事業者(あるいはその従業員)発信で「消費者との関係はこうありたい」と「創造」する消費者教育も大事だといえます。このような消費者教育は、スーパーマーケット業だけでなく、さまざまな現場や労働組合にも広がり得る消費者教育のあり方でしょう。働く人の声や現場の工夫を社会に伝えること——それが、消費者と事業者が互いを理解し支え合う新しい一歩になるように思います。

今回の記事では、アクションリサーチ・プロジェクトを進めたことで「発見」したことを書きました。今後も現場のみなさんとともにアクションリサーチ・プロジェクトを進めていき、一労働組合での取り組みがほかの労働組合にもつながる、そのような「発見」をみつけていきたいと考えています。

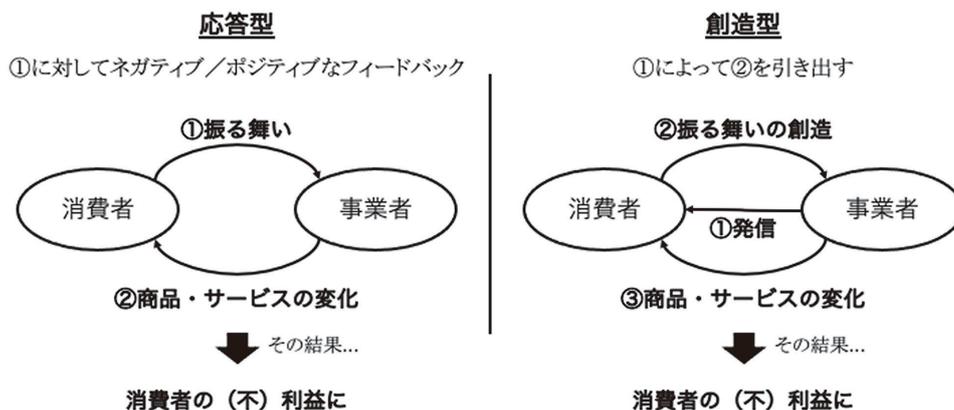


図1. 消費者と事業者の双方の利益に資するような消費者教育の2つの型

論壇ナビ 2025

第10回: 自公連立崩壊

中央大学経済学部 教授 松浦 司

公明党が自民党との26年間続いた連立を離脱したことによって、日本の政治に大きなショックをもたらした。

なぜ公明党が離脱したのか

河野嘉誠(集英社オンライン編集部ニュース班)「『さらば自民党!』高市自民に公明が怒りの絶縁状をつきつけた本当の理由…政界再編で“高市総理”に黄色信号?」(『集英社オンライン』2025年10月10日)は、公明党の離脱の原因として、高市氏の歴史認識や政治姿勢を許容できなかった点、萩生田光一元政調会長を幹事長代行、公明党幹部を「ガンだった」と批判した麻生太郎氏を副総裁に起用したこと、反公明党の代表格である木原稔氏を官房長官に内定したことを含めた人事への不満があったとする。

また、上田耕司(AERA編集部)「公明党「連立離脱」の衝撃に創価学会員の反応は? 「自民党にはずっと煮え湯を飲まされてきた」「これからは胸を張れる」と歓迎ムード」(『AERA』2025年10月11日)は、これまで煮え湯を飲まされて続けており、自民党の裏金議員の選挙を手伝わないといけないうちから解放されてすっきりしたという創価学会員の声を紹介している。

一方、安積明子(ジャーナリスト)「まさかの《自公連立崩壊》を招いた“真犯人”は誰か? 「萩生田氏を抜擢したのが間違い」との指摘は間違いかもしれない」(『東洋経済オンライン』2025年10月12日)は、萩生田氏と公明党は裏金問題だけでなく、旧統一教会との関係、衆議院東京28区をめぐる確執もあるが、自公関係は萩生田氏一人の問題で決裂するほど単純ではないという関係者の声を紹介する。

星浩(政治ジャーナリスト)「カリスマ池田大作氏なき公明党」が下した“原点回帰”の決断、その波紋がもたらす《政界再編含み》の3つの政局シナリオ」(『東洋経済オンライン』2025年10月12日)は、公明党・創価学会の使命は、公明党の設立者である池田大作名誉会長を守ることであり、自

民党と連立することで、池田氏への攻撃を収めるという判断もあったとする。しかし池田氏が23年11月に亡くなったことで、政治活動への力が抜けて、公明党の原点である「平和」「福祉」「政治倫理」という原点回帰が可能になったとする。

公明党批判の立場

一方、公明党に対して批判的立場からは歓迎の声もある。遠藤誉(筑波大学名誉教授)「自公決裂!組織票欲しさに二大宗教団体を利用した自民党のツケ 遂に中国の支配から抜け多党制に移行か」(『Yahooニュース』2025年10月11日)は、自民党が「創価学会」と「統一教会」の2つの宗教団体を利用して票集めをして、政策理念を犠牲にして日本国民を置き去りにしてきたが、やっと自公連立を解消させたことを賞賛している。

まとめ

各論者が指摘するように、26年間必ずしも順風満帆とは限らなかったものの何とか続けられたのは、自公に一定のパイプがあり、ギリギリのところまで妥協してきたからであった。その間、自民党支持者にも公明党支持者にも不満が蓄積され、自公連立への批判を抑えられなくなってきた。高市総裁が行った様々な人事は、最後の一押しになった。高市総裁は自公連立への批判の声は重視するが、強気に出て自公連立が覆ることはないかと判断したのかもしれない。高市総裁には危機感がなかったのではないかと、という関係経験者もいる。

今回の決裂は熟年離婚に例えられることも多いが、公明党の斉藤党首は今後の再連立の可能性も指摘するように、完全には決別を宣言しているわけでもない。ただ、高市総裁を支持する人の多くは、公明党と別れて正解であるとして、公明党を強く批判している。このような声は将来の再連立だけでなく、選挙協力の妨げになる。

選挙協力がなくても問題ないという意見や、さらには公明党に遠慮せずに政策を実施することで、むしろ自民党がより有利になるという強気な意見もネット上にはある。実際に「ドブ板」で地道な活動をないがしろにして、選挙ができるかどうかは不明だが、それも1つの戦略といえる。

熟年離婚をした夫婦が、未練のある相手を罵って、完全に決別した先にあるのは、楽しい独身なのか孤独死なのかは、歴史が判断するだろう。また、自公決裂は、「ドブ板」を支える労働組合員とネット上の意見に直面する国民民主党にとっても同じような教訓になろう。

松浦 司(まつうら・つかさ 応用経済学)

主要經濟勞働統計

p: 速報値 (preliminary) r: 訂正值 (revised)

年 月	勞働力人口		職業紹介		税込現金 給与総額 (全産業)	実質賃金 指 数 (全産業) 2020=100	総実勞 働時間 (全産業) 時間	消費者物価指数 C.P.I		全国勞働者世帯家計 収支(168都市町村)		
	雇 用 勞働者	完 全 失業者	月 間 有 効 求人 数	有効求人 倍 率				東 京 都 区 部	全 国 167 都 市 町 村	実収入	実支出	
	万 人	万 人	千 人	倍	円	2020=100	時 間	2020=100		円	円	
2021	5,973	193	2,196	1.13	319,461	100.6	136.1	99.8	99.8	605,316	422,103	
2022	6,041	179	2,474	1.31	326,308	98.8	136.4	102.2	102.3	617,654	437,368	
2023	6,076	178	2,496	1.31	329,778	97.1	136.3	105.4	105.6	608,182	432,269	
2024.7	6,113	188	2,365	1.24	403,090	115.0	141.5	108.4	108.6	694,483	438,860	
8	6,140	175	2,337	1.23	296,154	83.9	132.2	108.1	109.1	574,334	411,069	
9	6,149	173	2,361	1.24	291,712	83.0	134.7	108.8	108.9	493,942	399,754	
10	6,166	170	2,438	1.25	292,430	82.6	140.0	109.3	109.5	580,675	423,688	
11	6,167	164	2,429	1.25	308,486	86.7	140.2	109.7	110.0	514,409	408,607	
12	6,181	154	2,411	1.25	617,375	172.4	136.7	110.2	110.7	1,179,259	583,435	
2025.1	6,163	163	2,425	1.26	292,468	81.2	128.5	109.7	111.2	514,877	426,245	
2	6,152	165	2,455	1.24	288,697	80.5	130.8	110.1	110.8	571,993	411,625	
3	6,138	180	2,445	1.26	309,059	85.9	132.7	110.7	111.1	524,343	481,124	
4	6,151	188	2,362	1.26	301,698	83.5	139.5	111.1	111.5	589,528	477,190	
5	6,174	183	2,313	1.24	301,592	83.1	134.5	110.9	111.8	522,318	472,471	
6	6,205	176	2,291	1.22	514,106	141.9	139.6	111.0	111.7	976,268	523,182	
7	6,197	169	2,299	1.22	416,744	114.0	141.8	111.2	111.9	701,283	480,479	
前月比(%)	-0.1	-4.0	0.3	0.0	-18.9	-19.7	1.6	0.2	0.2	-28.2	-8.2	
前年同月比(%)	1.4	-10.1	-2.8	-1.6	3.4	-0.9	0.2	2.6	3.0	1.0	9.5	
資料出所	総務省 勞働力調査		厚生労働省 職業安定業務統計				毎月勤勞統計調査			総務省	総務省 家計調査	

年 月	生 産 指 数 (鉱工業)	生産者 製品在庫 率指数 (鉱工業)	稼働率 指 数 (製造 工業)	機 械 注 受 (船舶・電力 除く民需)	工 作 機 械 注 受 総 額	建築着工 総 計 (床面積)	企業倒産 (負債総額 千万以上)	貿易統計			
								輸 出	輸 入	差 引	
	2020=100	2020=100	2020=100	億 円	100万円	1000㎡	件 数	百 万 円			
2021	105.4	89.8	108.5	102,086	1,541,419	122,239	6,030	83,091,420	84,875,045	-1,783,625	
2022	105.3	96.6	108.1	107,418	1,759,601	119,466	6,428	98,173,612	118,503,153	-20,329,541	
2023	103.9	104	107	103,550	1,486,519	111,214	8,690	100,873,049	110,395,119	-9,522,070	
2024.7	102.5	105.3	102.5	8,749	123,942	8,726	953	9,612,707	10,246,964	-634,257	
8	100.5	110.1	97.6	8,581	110,770	8,295	723	8,433,484	9,142,637	-709,153	
9	101.2	106.4	101.2	8,520	125,360	8,901	807	9,037,934	9,337,441	-299,507	
10	103.0	106.3	102.7	8,733	122,550	9,095	909	9,426,981	9,895,172	-468,191	
11	101.3	108.0	100.7	8,960	119,327	8,438	841	9,152,301	9,266,800	-114,499	
12	101.0	106.9	100.8	8,890	143,094	8,031	842	9,910,165	9,777,709	132,456	
2025.1	99.9	106.5	105.3	8,579	116,146	6,980	840	7,865,185	10,606,913	-2,741,728	
2	102.2	102.8	104.1	8,947	118,198	8,076	764	9,190,138	8,604,648	585,490	
3	102.4	107.3	101.6	10,107	151,011	10,657	853	9,852,601	9,298,322	524,279	
4	101.3	106.7	102.9	9,190	130,214	8,461	828	9,157,173	9,285,527	-128,354	
5	101.2	105.5	105.0	9,135	128,718	6,998	857	8,134,507	8,776,981	-642,474	
6	103.3	106.4	103.1	9,412	133,163	7,400	848	9,162,654	9,015,017	147,637	
7	102.1	106.5	102.0	8,980	128,357	7,570	961	9,359,467	9,482,683	-123,216	
前月比(%)	-1.2	0.1	-1.1	-4.6	-3.6	2.3	13.3	2.1	5.2	-183.5	
前年同月比(%)	-0.4	1.1	-0.5	2.6	3.6	-13.2	0.8	-2.6	-7.5	-80.6	
資料出所	経済産業省			内閣府 機械受注統計調査	日本工作 機械工業会	国土交通省 建築着工統計調査	東京商工 リサーチ	財務省 貿易統計			

『Int'lecowk—国際経済労働研究』
2025年1月号～2025年11/12月号
特集テーマと執筆者一覧

1月号(通巻1146号)

【座談会】社会と労働の未来を語る

山田 久

(法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科 教授/
国際経済労働研究所 理事)

久本 憲夫

(京都橘大学経営学部 教授/京都大学名誉教授/
国際経済労働研究所 理事)

本山 美彦

(京都大学名誉教授/国際経済労働研究所 所長)

古賀 伸明

(国際経済労働研究所 会長)

「人的資本経営」と企業別労働組合

齋藤 隆志(明治学院大学経済学部 教授)

2月号(通巻1147号)

2025春闘方針

「連合の人たちに、届くのであれば伝えたいこと
— 2025春闘とナショナル・センターへの期待」

熊沢 透(福島大学経済経営学類 教授)

[インタビュー]

2025春季生活闘争方針

芳野 友子 氏(日本労働組合総連合会 会長)

2024春闘 成果と今後の課題

藤川 大輔(自動車総連 副事務局長)

3月号(通巻1148号)

鎧を隠した袈裟を正しく見てこなかったことへの反省

本山 美彦

(京都大学名誉教授/国際経済労働研究所 所長)

4月号(通巻1139号)

産別トップに聞く

運動・産業を取り巻く現状と今後の展望

永島 智子(UAゼンセン 会長)

金子 晃浩(自動車総連 会長)

石上 千博(自治労 中央執行委員長)

神保 政史(電機連合 会長)

安河内 賢弘(JAM 会長)

津村 正男(基幹労連 中央執行委員長)

勝田 年彦(生保労連 中央執行委員長)

石川 幸徳(JP労組 中央執行委員長)

梶原 貴(日教組 中央執行委員長)

壬生 守也(電力総連 会長)

安藤 京一(情報労連 中央執行委員長)

堀谷 俊志(JEC連合 会長)

成田 幸隆(運輸労連 中央執行委員長)

伊藤 敏行(フード連合 会長)

北村 聡太(損保労連 中央執行委員長)

5/6月号(通巻1150号)

税・社会保障制度を考える

2024年年金財政検証と年金改正法について

芝田 文男

(社会保障研究者/元京都産業大学法学部 教授)

被扶養配偶者制度と女性のキャリアパス

近藤 絢子(東京大学社会科学研究所 教授)

7月号(通巻1151号)

「21世紀型成熟社会の理論」研究プロジェクト完了に
寄せて

研究プロジェクト事務局

社会運動ユニオニズムの歴史的意義と今日的課題
—アメリカ労働運動を事例として—

新川 敏光(法政大学 教授/京都大学名誉教授)

8月号(通巻1152号)

故 板東 慧名誉顧問を偲ぶ

板東 慧・名誉顧問 安らかに眠りください

古賀 伸明(国際経済労働研究所 会長)

板東先生!多様な声を集めた大学関係者たちが催した
数々の思い出を聴いていただけますか?

本山 美彦

(京都大学名誉教授/国際経済労働研究所 所長)

板東 慧さんを偲ぶ

埋橋 孝文

(同志社大学名誉教授/大阪公立大学 客員教授)

板東 慧さんを偲ぶ

森田 定和(日本労働ベンクラブ関西支部 代表)

板東所長を偲ぶ

八木 隆一郎(国際経済労働研究所 専務理事)

機関誌と板東名誉顧問

藪田 早織(国際経済労働研究所 理事)

調査運動の実践の歴史

～板東慧名誉顧問の功績を中心に～

9月号(通巻1153号)

2025春闘 成果と今後の課題(前編)

「2025春闘の評価と今後の焦点」

山田 久

(法政大学経営大学院 イノベーション・マネジメント研究科 教授)

(公社)国際経済労働研究所 理事)

[産別組織インタビュー]

中井 寛哉氏(JAM 書記長)

松田 惣佑氏(生保労連 中央書記長)

石川 聡一郎氏(サービス連合 事務局長)

10月号(通巻1154号)

2025春闘 成果と今後の課題(後編)

「春闘と非正規労働者の賃金—人手不足と最低賃
金上昇にどのように対応するのか」

金井 郁(埼玉大学経済学部 教授)

「「2025春季生活闘争」を振り返って」

仁平 章(連合 総合政策推進局長)

[産別組織インタビュー]

西尾 多聞氏(UAゼンセン 書記長)

橋本 修平氏(電機連合 事務局長)

11/12月号(通巻1155号)

福祉サービスにおける評価制度の意義と課題

福祉サービスの評価システム

埋橋 孝文

(同志社大学名誉教授・大阪公立大学客員教授)

福祉サービスの質の向上において第三者評価事業が
なぜ役割を果たせないのか

田中 聡子(県立広島大学保健福祉学部 教授)

福祉サービスの第三者評価は利用者・事業者にとって
どのような意味があるのか

居神 浩(神戸国際大学経済学部 教授)

福祉政策における評価システムの課題と展望

—イギリスの政策評価に学ぶ日本への示唆—

遠藤 希和子(金城学院大学人間科学部 講師)

(注)執筆者・インタビュー協力者の肩書きは発行当時の
ものである。なお、執筆者は敬称略としている。

研究プロジェクト概要と各回のテーマ・報告者

働きがいと制度・施策

主査：八木 隆一郎(専務理事・統括研究員)

「働きがい」はON・I・ON2調査のテーマの1つであり、これまで研究所は調査結果を用いて労働組合活動の重要な柱の1つである「働きがいのある職場」づくりに向けた提言活動などの支援を行ってきたが、より充実した支援を行うためには最新の学術的な働きがい研究を継続的に積み重ねていくことが重要である。これまでにワーク・モチベーションに関わる意識データベースを構築し、企業業績との関係についての研究およびその成果の公表等を進めてきた。今後は企業制度・施策の実態および組合員の意識に与える影響を明らかにしていく。研究結果は、「第49回共同調査企業制度・施策に関する組織調査」として発信している。

内 容

2023年3月23日 「ワーク・エンゲイジメントと働きがいの関係(続き)」 「コロナ禍前後の組合活動」 「コロナ禍前後の働きがい」 向井 有理子 氏・坪井 翔 氏(国際経済労働研究所 研究員)	2024年9月13日 「1990年代から2020年代の労働組合員意識の変遷」 向井 有理子 氏・阿部 晋吾 氏(国際経済労働研究所 研究員) 「1990年代から2020年代の働きがいの変遷」 坪井 翔 氏・阿部 晋吾 氏(国際経済労働研究所 研究員)
2023年9月4日 「WM研究会実施企業のDX推進に関する一考察 —— RPA導入推進と心理的安全性の関係に着目して——」 西村 知晃 氏(九州国際大学現代ビジネス学部 准教授) 「コロナ禍における学生の孤独感・孤立感について」 杉浦 仁美 氏(近畿大学 経営学部 キャリア・マネジメント学科 講師)	2025年1月29日 「大阪企業の働きがいについて」 本間 利通 氏(大阪経済大学経営学部 教授) 「職場におけるジェンダー平等の実現に向けて一 第三者介入の促進または阻害要因一」 鈴木 文子 氏(国際経済労働研究所 研究員)
2024年1月25日 「ワーク・エンゲイジメントと働きがいの関係 追加調査の結果」 山下 京 氏(近畿大学経営学部 准教授、国際経済労働研究所 研究員) 「若年者の勤続意志の推移～若年者は勤続意志が低下しているのか?」 向井 有理子 氏(国際経済労働研究所 研究員)	2025年11月6日 「第49回共同調査 企業制度・施策に関する組織調査 項目削減に向けた分析結果の報告」 坪井 翔 氏(国際経済労働研究所 研究員)

労働組合組織と活動の機能

主査：八木 隆一郎(専務理事・統括研究員)

労働組合の組織構成や活動の方法、運営状況の実態について、上部団体等が限定的にまとめているもののほかに体系的にまとめられたものはない。また、これらの機能性についても、個々の組織が時々の時代背景や労使関係、執行部の経験則で運営を担ってきたといえる。本研究PJでは、このような“労働組合組織と活動の機能”を整理・検証し、得られた知見を各組織のより活発な運動推進に活かすことを志向している。2017年以降、基礎的な情報収集と協力組織のオルグ、情報・宣伝に特化したパイロット調査をおこなった。2023年度には共同調査(第52回共同調査)として第一弾の発信をおこなった(教育、労使交渉、組織内活動の領域)。2025年度は、第二弾として、フェイス、労使関係、政治・政策、社会的活動についての調査を実施。

内 容

2024年7月 調査結果報告書(教育領域)	2024年11月26日 「フェイス・教育領域 意見交換会」 結果報告:依藤 佳世 氏、鈴木 文子 氏 (国際経済労働研究所 研究員)
2024年8月 調査結果報告書(情報宣伝領域、組織内活動領域)	2024年12月26日 「情報宣伝領域・組織内活動領域 意見交換会」 結果報告:向井 有理子 氏、鈴木 文子 氏 (国際経済労働研究所 研究員)

21世紀型成熟社会の理論

主査：新川 敏光(元理事)

産別組織11組織が参加し、2022年より開始した。労働政策の理論的・思想的基礎について理解を深め、政策形成・発信能力を高めることを目的とする。政治学、公共政策学、政治哲学などの研究者を講演者に迎え、研究者と労働組合がともに学ぶとともに、その時代において求められる政策やビジョンについて討議・外部発信する場を形成する。本研究PJは全8回をもって終了している。

内 容

2022年10月3日 「研究会発足基調報告」 新川 敏光 氏(法政大学教授、京都大学名誉教授)	2024年1月23日 「公正な社会とは何か 一人新世の時代に、ケイバリティ・アプローチから考える」 神島 裕子 氏(立命館大学総合心理学部 教授)
2023年3月1日 「資本主義、気候変動、そして経済成長」 諸富 徹 氏(京都大学大学院経済学研究科 教授)	2024年6月14日 「現代日本における移民と移民政策の現状と課題」 高谷 幸 氏(東京大学准教授)
2023年5月11日 「社会運動への視点から労働運動・労働組合運動を考える」 富永 京子 氏(立命館大学准教授)	2024年9月11日 「2024年アメリカ大統領選挙とその影響」 西山 隆行 氏(成蹊大学法学部教授)
2023年8月29日 「貧困の現場から社会を変える～生活困窮者支援の現場から～」 稲葉 剛 氏((一社)つくろい東京ファンド代表理事、認定NPO法人ビッグイシュー基金共同代表、立教大学大学院客員教授)	2024年11月1日 「『民主主義の危機』と成熟社会における労働組合の役割」 山崎 望 氏(中央大学法学部教授) 「ポピュリズム時代の政治変容:『中抜き』と『分極化』」 水島 治郎 氏(千葉大学大学院社会科学研究院教授)

大阪社会運動物故者顕彰・追悼式

2025年10月11日、第56回大阪社会運動物故者顕彰・追悼式が開催され、今年3月に逝去した板東慧名誉顧問が顕彰いただきました。この顕彰は、大阪を中心に戦前戦後の社会・労働運動に業績のあった方々をたたえるものであり、これまでに合計1,848名の方が顕彰されています(今年顕彰された12名の方を含む)。板東名誉顧問の業績等については、本誌1152号(2025年8月号)にて紹介しておりますので、ご覧ください。

大阪社会運動顕彰碑(写真):もとは、1960年大阪地方統一メーデーの決議により建設された「大阪社会運動顕彰塔」がありましたが、上屋の老朽化に伴い、2020年に顕彰碑として新たに生まれ変わりました。



D&I 出張セミナー

ダイバーシティ&インクルージョン(D&I)の推進は、会社の人材確保や事業の活性化による収益拡大のためだけでしょうか? D&Iに関する現状の問題点を見つめながら、労働組合だからこそできることは何か、ともに考えましょう!

▼講師 鈴木 文子(国際経済労働研究所研究員)

応用編「労働組合の“コンシャスルート”を考える」

▼内容

時間:120分(話題提供70分+ワーク50分)

入門編 A)ジェンダー B)セクシュアリティ

費用:110,000(税込)+講師交通費

時間:各90分(話題提供60分+ワーク30分)

(1講座からの受講も可能です)

費用:88,000(税込)+講師交通費

オンラインミニセミナー 気をつけるべき「SNSの落とし穴」とは?

メディア研究、および当研究所の共同調査(政治意識調査)の結果を踏まえて、SNSを正しく理解し、労働組合としてのSNSの効果の出し方を探ります。

講師:山本 耕平(国際経済労働研究所 研究員)

費用:3,300円/人(3名以上からお申込み可)

時間:質疑応答を含み1時間。日時はご希望にあわせて調整。

研究員コラム

研究所HPにて、研究員コラムを掲載しています。ぜひお読みください。

「創造」と「応答」の消費者教育
——アクションリサーチにおける現場での気づき

仲嶺 真

「1990年代から2020年代のジェンダー・ギャップの変遷」を読む

景山 千愛

「SNSの勝利」という幻影—「SNSと選挙」の関係を
冷静に見つめるために—

山本 耕平

朝ドラ「虎に翼」コラム(1~4)

鈴木 文子

※掲載時期の新しい順。一部、機関誌にも掲載しているものもあります。

次号予告

編集事情により、次号は1・2月合併号(2月発行)となります。

特集「2026春闘方針」

インタビュー:芳野 友子氏(連合会長)

寄稿:篠田 徹氏(早稲田大学社会科学総合学術院 教授)

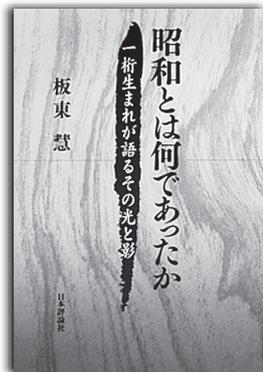
Discover—地方連合会の連帯活動

連合大阪

編集後記

本号の特集は、過去の福祉関係の特集の流れをふまえ、福祉サービスの評価に注目した内容となりました。行政の評価制度よりも充実させる目的で導入された評価制度がなぜうまく機能しないのか、それに必要な対策は何であるのか。わたしたち誰もが関係する福祉サービスだからこそ、研究の蓄積が重要だと感じさせられました。

今年もあっという間でしたが、無事最終号を発行することができました。今年お世話になった皆様に、感謝申し上げます。来年もよろしくお願いたします。(S)



板東 慧 著

A5判 定価3,500円(税込み)

昭和とは何であったか

一桁生まれが語るその光と影

労働調査論を確立し、自立的労働組合主義を提唱し、構造改革論を通して余暇と働き甲斐の関係の重要性をめぐって生活文化論を提案した著者の運動と研究から「昭和」を総括し、贖罪的平和論の克服による21世紀日本を追求する。

◆目次◆

序章	昭和とは何だったのか
第一章	太平洋戦争と大空襲
第二章	戦後の始まりと占領下の日本
第三章	大学生活と学生運動
第四章	労働調査研究所から国際経済労働研究所へ
第五章	研究者としての総括的覚書——研究主題と業績
第六章	昭和が遺した課題
結章	私の生い立ち——神戸っ子の系譜



〒170-8474 東京都豊島区南大塚3-12-4 TEL:03-3987-8621 (販売)、-8598 (編集)
ホームページ <http://www.nippy.co.jp>



四六判/並製/352頁
ISBN 978-4-7503-4777-6

◎本体価格 2600円+税

人工知能と株価資本主義

AI投機は何をもたらすのか

本山美彦 著

際限なく拡大するIT社会に拍車をかけるAI技術の進歩。巨大IT企業の影響力が増し、株式が巨額の富と巨大な力を揮う「株価資本主義」が到来している。フィンテック、ブロックチェーン、ロボット人材がもたらす未来を金融、貨幣、コンピュータの淵源をたどりながら論じ、AI賛美論がもたらす投機的ユーフォリア(多幸感)に警鐘を鳴らす。

序章	株価資本主義の旗手——巨大IT企業の戦略
第1章	高株価を武器とするフィンテック企業
第2章	積み上がった金融資産——フィンテックを押し上げる巨大マグマ
第3章	金融の異次元緩和と出口リスク
第4章	新しい型のIT寡占と情報解析戦略
第5章	フィンテックとロボット化
第6章	煽られるRPA熱
第7章	簡素化される言葉——安易になる統治
第8章	性急すぎるAI論議——アラン・チューリングの警告
第9章	なくなりつつある業界の垣根
第10章	エイジングマネー論の系譜
第11章	フェイスブックの創業者たち——株価資本主義の申し子
終章	株価資本主義の克服——超高齢化時代のオルタナティブ・ファイナンス

明石書店

〒101-0021 東京都千代田区外神田6-9-5

<http://www.akashi.co.jp/>

TEL 03-5818-1171 FAX 03-5818-1174

*図書目録送呈 *価格税別

Int'lecowk

Vol.80-11・12 No.1155
November/December, 2025

International Economy and Work Monthly

The Significance and Challenges of Evaluation Systems in Welfare Services

Evaluation System of Welfare Services in Japan

T. Uzuhashi

Why Third-Party Evaluation Has Failed to Achieve Its Intended Role in Improving Welfare Service Quality

S. Tanaka

What does Third-Party Evaluation of Welfare Services Mean to Users and Providers?

K. Igami

Challenges and Prospects of Evaluation in Social Policy: Lessons for Japan from the United Kingdom's Policy Evaluation System

K. Endo

年間購読料 15,000円(送料込)
定 価 1,500円(送料別)